

## 平成30年第1回御宿町議会定例会

### 議事日程（第4号）

平成30年3月14日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第18号 平成29年度御宿町水道事業会計補正予算（第5号）  
日程第 2 議案第19号 平成29年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
日程第 3 議案第20号 平成29年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第 4 議案第21号 平成29年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第4号）  
日程第 5 議案第22号 平成29年度御宿町一般会計補正予算（第7号）  
日程第 6 議案第23号 平成30年度御宿町水道事業会計予算  
日程第 7 議案第24号 平成30年度御宿町国民健康保険特別会計予算  
日程第 8 議案第25号 平成30年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 9 議案第26号 平成30年度御宿町介護保険特別会計予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 瀧口義雄君 | 2番  | 北村昭彦君 |
| 3番  | 堀川賢治君 | 4番  | 大地達夫君 |
| 5番  | 滝口一浩君 | 7番  | 伊藤博明君 |
| 8番  | 土井茂夫君 | 9番  | 大野吉弘君 |
| 10番 | 石井芳清君 | 11番 | 高橋金幹君 |
| 12番 | 小川征君  |     |       |

欠席議員（1名）

- 6番 貝塚嘉軼君
- 

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	副町長	横山尚典君
教育長	浅野祥雄君	総務課長	大竹伸弘君
企画財政課長	田邊義博君	産業観光課長	吉野信次君
教育課長	金井亜紀子君	建設環境課長	殿岡豊君
税務住民課長	齋藤浩君	保健福祉課長	埋田禎久君
会計室長	岩瀬晴美君		

---

事務局職員出席者

事務局長	渡辺晴久君	主事	鶴岡弓子君
------	-------	----	-------

---

◎開議の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

貝塚嘉軼君から、会議規則第2条の規定により、所用のため欠席届がありました。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前10時05分）

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第18号 平成29年度御宿町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、議案第18号 平成29年度御宿町水道事業会計補正予算案（第5号）についてご説明申し上げます。

このたびご提案いたします補正予算案につきましては、浄水場施設機器の修繕費、浄水場管理及び水質検査等の委託に係る入札差金等について、事業完了に伴い減額調整するほか、建設改良費に係る工事請負費の入札差金等についても、不用見込み額を減額するものです。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条、収益的支出でございますが、支出予算の第1款水道事業費用、第1項営業費用を367万1,000円減額し、補正後の水道事業費用の総額を3億3,035万2,000円とするものです。

予算の減額により発生する資金につきましては、当年度純利益見込み額として調整いたしま

す。

第3条、資本的支出でございますが、支出予算の第1款資本的支出、第1項建設改良費を124万7,000円減額し、補正後の資本的支出の総額を1億7,310万9,000円とするものです。

予算の減額により発生する資金につきましては、資本的収支不足額を補填する損益勘定留保資金に戻入し、調整いたします。

補正内容の詳細につきましては、事項別明細書にてご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費ですが、10節修繕費で72万9,000円の減額です。内容といたしましては、浄水場施設機器等の修繕に係るもので、修繕費が確定したことから、入札差金について減額するものです。

続いて、12節委託料で197万2,000円の減額、水質検査委託料や浄水場管理委託費等に係るもので、こちらも入札差金について不用額を減額するものです。

次に、2目配水及び給水費ですが、12節委託料で97万円の減額、原水及び浄水費と同様、水質検査業務や赤水対策として実施した配水管洗浄業務に係る入札差金等について、不用額を減額するものです。

次に、資本的支出の1款資本的支出、1項建設改良費、1目原水及び浄水費ですが、1節工事請負費で97万7,000円の減額、浄水場中央監視制御設備更新工事が完了したことに伴い、不用額を減額するものです。

次に、2目配水及び給水費ですが、先の補正予算にて対応させていただきました、岩和田地先への制水弁設置工事について、事業費設置工事に係るもので、事業費確定に伴い不用額の減額をするものです。

なお、本補正予算に係るキャッシュフローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。収益的支出予算に係る資金調整として、当年度純利益予定額を精査いたしましたところ、収益黒字が361万3,000万円、資金の見込み期末残高は7億5,734万6,237円となる見込みです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

水道事業会計、最終補正になるというふうに思われますが、3ページであります、支出、

水道事業費用、2目配水及び給水費として委託料、97万円の減額補正になってございますが、この事業内容について細かな説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいまご質問いただきました配水及び給水費の委託料の減額でございますが、内容といたしましては、事項別明細に記載させていただいたとおり、水質検査の委託料並びに配水管洗浄業務の委託料について、事業費確定に伴う減額でございます。

内容につきましては、配水及び給水費ですので、各家庭に送られるところのそれぞれ、岩和田、布施並びに役場地先等の一番末端に当たるところの水質がきちりと塩素濃度があるかどうか、それを調べるための水質検査の委託料です。これにつきましては、検査委託料といたしまして、入札を行いましたところ、予定の見積額よりも安くできたということで減額をするほか、配水管洗浄業務につきましては、例年計画的に実施をしておりますが、計画どおり実施をいたしまして、このところ赤水についても発生がここ2年間ほど出ていないというような形で成果が出ております。

そうしたことから、こういう水質検査業務につきましては、毎年計画的に行うことによりまして、水道水のロスも少なくなることから、有収率の向上にもつながっているものと判断をしております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。配水管洗浄ということで、これまでたしか8月、お盆のときが多かったと思いますけれども、秋になるとクレームが出るということで議会の中も話題になったというふうなことを覚えております。2年間赤い水のクレームがなかったというような報告もいただきました。

また、同時にこの洗浄業務でたしか圧力をかけて洗浄するというふうに伺っておりますので、今報告にもありましたけれども、漏水等の事前の察知もできるというような報告も伺っているわけでありましてけれども、最終的な段階で今日は新年度の予算のほうも審議するという予定になってございますが、有収率の関係はどの程度なのか、この間もたしか県内でもトップクラスの有収率を誇っておったというふうに思うわけですが、そこも含めて、考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいま有収率の関係でご質問いただきましたが、今回補正予算につきまして、収入の補正をしていないことから、当初予定をしました給水収益について、ちょうど予算の見込みどおり収入が入ってくる予定となっております。

ちなみに、有収率で申し上げますと、28年度決算が95.8%が有収率でございました。29年度の決算見込みで申し上げますと、96%を見込んでおります。95.8%の有収率の段階で県内でもかなり上位のほうだと認識はしておりますが、こういう赤水対策や日ごろの浄水場、また水道担当者の毎日の点検の結果等によりまして、より有収率の改善が図られたというふうに考えております。

また、水道事業の町内業者さんのほうも、非常にこの水道の漏水等につきましては、有収率のほうへの理解を示していただきまして、いろいろな業務調整をしていただく中で、当日中、もしくは翌日中に町内の業者さんが連携の中で素早い対応をとっていただいている結果、有収率の向上につながっているものと判断をしております。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第2、議案第19号 平成29年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第19号 平成29年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ1,938万8,000円を減額し、補正後の予算総額を14億4,573万2,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳入で国民健康保険税の減額、精算に伴う国・県支出金、共同事業交付金、繰入金等の変更、歳出で保険給付費及び基金積立金の増額でございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

6ページをお開きください。

歳入予算ですが、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税の500万円の減額。

2目退職被保険者等国民健康保険税の35万円の減額ですが、被保険者の減少や、所得低下等の影響に伴う減額です。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金の131万1,000円の減額、2目高額医療費共同事業負担金の148万4,000円の減額ですが、国庫負担の対象となる保険給付費、介護納付金、後期高齢者支援金及び高額医療費共同事業拠出金額の減額に伴うものでございます。

同じく国庫支出金の2項国庫補助金、5目国保制度関係業務準備事業費補助金の493万円の増額ですが、当初国庫補助対象のシステム改修委託料の上限が322万4,000円で設定されていたため、上限を超えた額については一般会計繰入金で予算措置をしておりましたところ、対象額全額で交付決定されたことにより、国庫補助金を増額するものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金の148万4,000円の減額ですが、高額医療費共同事業拠出金額の決定によるものです。

同じく県支出金の2項県補助金、1目県財政調整交付金の67万円の減額ですが、普通調整交付金の交付決定に伴う減額です。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金の985万1,000円の減額、2目保険財政共同安定化事業交付金の1,941万1,000円の減額ですが、県内で実施して

いる共同事業における交付金の決定によるものです。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の1,095万円の減額ですが、保険基盤安定繰入金の決定と財政安定化支援事業繰入金における係数変更に伴い減額となったほか、職員給与費等繰入金においてシステム改修分が国庫補助金の対象となったことにより、繰入金を減額するものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

同じく繰入金の2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金の1,000万円の増額ですが、過去に行った法定外繰り入れについて、一般会計へ繰り出すための財源として充てるための増額です。今回、2,000万円の繰り出しを予定しておりますが、当初予算において1,000万円予算措置しておりましたので、差額の1,000万円を増額するものです。

なお、当初は医療費の財源として1,000万円を計上しておりましたが、医療費の減額に伴い不用となりました。

9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金の1,619万3,000円の増額ですが、財政調整基金積立金に充てるほか、収支の均衡を図るための増額でございます。

次に、歳出予算でございますが、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、システム改修委託料の財源が国庫補助の対象となったことによる財源更正です。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費の3,000万円の減額ですが、これまでの支出状況から年間の支出額を見込み、減額するものでございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金の45万円の減額ですが、後期高齢者支援金の決定に伴う減額です。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金の55万2,000円の減額ですが、介護納付金の決定に伴う減額です。

続きまして、10ページをお開きください。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金の593万6,000円の減額、3目保険財政共同安定化事業拠出金の2,766万1,000円の減額ですが、医療費平準化のため県内で実施している共同事業における拠出金額の決定によるものです。

8款保健事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費の102万9,000円の減額ですが、40歳以上の被保険者を対象に実施している特定健康診査及び特定保健指導の受診状況により、不用額を減額するものです。



9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金の2,599万9,000円の増額ですが、前年度の剰余金の一部を財政調整基金に積み立てるための増額です。条例に基づき剰余金の5分の1以上を目安に積み立てを行うものです。

11款諸支出金、2項繰入金、1目一般会計繰入金の2,024万1,000円の増額ですが、そのうちの2,000万円につきましては、先ほど歳入の基金繰入金でご説明しましたとおり、過去の法定外繰り入れについて、国保財政が安定したため、一般会計に繰り出すものでございます。

以上、歳入歳出予算として1,938万8,000円を減額しております。

なお、本補正予算につきましては、去る2月22日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

国保会計、最終補正ということですが、これは10ページであります、一番最後、諸支出金ということで繰入金、一般会計繰入金ということで2,024万1,000円一般会計に繰り出すということになってございますが、これは今最後に説明もありましたが、いわゆる法定外繰り入れということで、たしか3,000万円、一般会計から繰り入れていただきまして、細かい国保会計の安定的運用を含めまして、対応をとっていただいたというふうに思うわけですが、今般国保会計、新たな制度改革というものもあったわけで、非常に不透明な部分もあったわけですが、この2,000万円、このまま国保会計に残すという判断はなかったのかどうか、それについてはどういうふうに参酌といいますか、考えられたのか、伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） これまでの経緯を少し申し上げさせていただきますが、平成20年度から22年度にかけて御宿町国保は医療費が年々増加し、基金保有額も約2,000万円と急激な医療費の増加に対応できない厳しい財政状況に置かれておりました。

22年度の年間医療費の見込みから、年度途中の財源不足が予想され、一般会計から3,000万円の法定外繰り入れを行いました。結果としては、後半の医療費が伸びなかったため、保険税等で財源を確保することはできましたので、その3,000万円については、国保財政の安定化のため、財政調整基金に積み立てを行いました。

その後、23年度からは条例に基づき前年度剰余金の5分の1以上を目安に積み立てを行い、

目標とする医療費の1カ月分を保有できる状態となりました。そのため、平成26年度には基金の一部を取り崩し、1,000万円を一般会計に繰り出したところです。

今回の制度改正におきまして、変動の著しい医療費については、全額県から交付されることとなり、県に納める国保事業費納付金についても、前年度末に金額が示され、年度中の変更もないため、安定した会計の構造となることから、残りの2,000万円について一般会計に返還することといたしました。

この間、平成27年の9月議会において、1,000万円を返還した後に、石井議員からこの件についてご質問をいただいておりますが、そのときは国保運営協議会の皆さんにご相談して、広域化が不透明であるため、それまでは国保会計で持つておこうという判断をしたところでございます。

このたび、先ほども申し上げましたが、広域化によって会計が安定することとなったため、返還させていただくということを決めました。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

一応試算表を今年度、先般提示いただきましたけれども、県内では新制度の中でも比較的保険料については低い団体だということは承っておりますが、こうした対応、今後さまざまな状況があると思いますし、この被保険者の方々、農漁業の方々、それから商店系の方々、また非正規の方々という中で、非常に収入が脆弱と申しましょるか、低い方が多いというふうに思うわけでありまして、医療費の増嵩など、今後ともここで保険料を決めていくというふうに思われますので、そういうことの可能性も含めまして、今後こうした対応が新制度でもとれるのかどうか、その点だけは確認をしておきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 埋田福祉保健課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 一般会計からの法定外繰り出しということでございますけれども、国のほうでは余り好ましくはないということは言っておりますが、今後も繰り出し、私どものほうで言えば繰り入れすることは可能でございます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第19号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

○議長(大地達夫君) 挙手多数です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第3、議案第20号 平成29年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長(埋田禎久君) 議案第20号 平成29年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ121万9,000円を減額し、補正後の予算総額を1億4,048万1,000円と定めるものでございます。補正の主な内容といたしましては、保険基盤安定拠出金の精算によるものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

5ページをお開きください。

歳入予算ですが、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料の82万7,000円の増額ですが、保険料の収入見込み額が確定したことによるものです。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金の249万5,000円の減額ですが、保険基盤安定拠出金の精算によるものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金の44万9,000円ですが、前年度からの繰越金を追加しました。

次に、歳出予算でございます。6ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金の122万3,000円の減額ですが、保険基盤安定拠出金の精算によるものでございます。

3款諸支出金、2項諸支出金、2目一般会計繰出金の4,000円の増額ですが、前年度督促手数料でございます。

以上、歳入歳出予算として121万9,000円を減額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第20号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第4、議案第21号 平成29年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第21号 平成29年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ2,452万2,000円を減額し、補正後の予算総額を11億843万5,000円と定めるものでございます。補正の主な内容といたしましては、保険給付費が当初見込みを下回ることによる減額でございます。

第2条につきましては、地方債の変更について定めるものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

歳入予算ですが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費等負担金の226万3,000円の減額ですが、保険給付費の減額に伴い、国の法定負担分を減額するものです。

2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の38万5,000円の減額ですが、地域支援事業費の減額に伴い、国の法定割合分について減額するものです。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金の616万円の減額ですが、保険給付費の減額に伴い、社会保険診療報酬支払基金の法定負担分について減額するものです。

2目地域支援事業支援交付金の51万9,000円の減額は、地域支援事業費の減額に伴い、社会保険診療報酬支払基金の法定割合分について減額するものです。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費等負担金の488万7,000円の減額ですが、保険給付費の減額に伴い、県の法定負担分について減額するものです。

8ページに移りまして、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の19万2,000円の減額ですが、地域支援事業費の減額に伴い、県の法定割合分について減額するものです。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費等繰入金の275万円の減額ですが、保険給付費の減額に伴い、町の法定負担分について減額するものです。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の19万2,000円の減額は、地域支援事業費の減額に伴い、町の法定割合分について減額するものです。

5目その他一般会計繰入金の72万2,000円の減額ですが、歳出予算の総務費、認定調査における臨時職員賃金を減額することに伴うものです。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の1,857万8,000円ですが、前年度からの繰越金を追加するものです。

9ページに移りまして、9款町債、1項財政安定化基金貸付金、1目財政安定化基金貸付金の2,503万円の減額ですが、保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、当初借入額を予定していた額まで借入額を行わずに済むため、減額をするものです。

以上、歳入予算として2,452万2,000円を減額しております。

次に、歳出予算でございますが、10ページをご覧ください。

1款総務費、3項介護認定審査会費、1目認定調査等費の72万2,000円の減額ですが、認定調査における臨時職員の勤務変更等に伴い、不用額を減額するものです。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費の2,200万円の減額ですが、居宅介護サービス、施設介護サービスの利用が当初見込みを下回ることから減額するものです。

2目介護予防サービス等諸費は、財政安定化基金貸付金の借入額減額に伴う財源更正です。

2項その他諸費、1目審査支払手数料、3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、4項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費についても財政安定化基金貸付金の借入額減額に伴う財源更正です。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費の180万円の減額ですが、サービス利用が当初見込みを下回ることから減額するものです。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費、4項その他諸費、1目審査支払手数料については、財政安定化基金借入額減額に伴う財源更正です。

次に、第2条の地方債の補正について説明いたします。

4ページをご覧ください。

財政安定化基金貸付金の限度額を4,374万5,000円から1,871万5,000円に変更するものです。内容は歳入予算で説明しましたとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第21号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第5、議案第22号 平成29年度御宿町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長(田邊義博君) 議案第22号 平成29年度御宿町一般会計補正予算案(第7号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに3,979万2,000円を追加し、補正後の予算総額を37億5,179万1,000円と定めるものでございます。

第2条は地方自治法第213条第1項の規定により、年度内に支出の終わらない見込みのあるものについて繰越明許費を定めるものでございます。

第3条は、地方債の追加及び変更を定めるものでございます。

それでは、予算書の内容についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。歳入予算でございます。

1款町税、3項軽自動車税、1目軽自動車税、1節現年度課税分の63万8,000円の減額は、課税区分を訂正したことによるものです。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税、普通交付税の2,077万3,000円は収支の不足に対応するため、追加するものです。

13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、1節こども園使用料の97万6,000円は、入園児の増加によるものです。

4目商工使用料、2節町営プール使用料の227万5,000円の減額は、天候不良により入場者が見込みを下回ったことによるものです。

5目土木使用料、2節住宅使用料の59万1,000円の減額は、岩和田団地で4戸の年度内退去による28万8,000円の減額、矢田団地では入居者の所得異動による家賃の変更に伴う30万3,000円の減額です。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節保険基盤安定負担金の94万1,000円の減額は、国保会計繰出金の決定に伴う減額です。

3節心身障害者福祉費負担金の21万5,000円は、更生医療費の増加に伴う追加です。

3目災害復旧費国庫負担金、1節河川等災害復旧費負担金の147万3,000円は、昨年10月の台風22号による上布施地区の河川災害の復旧に対する国庫負担です。

11ページ、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金の480万円の減額は、マイナンバー制度システムの改修事業の一部が30年度に行うこととされたため、国庫補助金を減額するものです。先送りした事業についての国庫補助は事業実施年度に措置されます。

2目民生費国庫補助金、1節心身障害者福祉費補助金の15万2,000円の減額は、地域生活支援事業の利用が見込みを下回ったことによるものです。

4目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金の338万6,000円の減額は、文教橋補修工事の国庫補助金の補助率の変更によるものです。

2節都市計画費補助金の92万6,000円の減額は、耐震診断補助の利用がないこと及び耐震改修促進計画策定業務の入札差金で、住宅・建築物安全ストック形成事業が27万6,000円の減額、効果促進事業は住宅リフォーム事業に対する補助率の割り落としに伴う減額です。

3項国庫委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金の27万円は、年金事務の電算システム改修に対する委託金です。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節保険基盤安定負担金の117万3,000円の減額は、国庫負担金と同様で、国保会計繰出金の決定によるものです。

3節心身障害者福祉費補助金も国庫負担金と同様で更生医療費の増加によるものです。

12ページでございます。

9節保険基盤安定県負担金（後期高齢者医療）の187万1,000円の減額は、後期高齢者医療会計への繰出金の決定による減額です。

2項県補助金、2目民生費県補助金、3節心身障害者福祉費補助金の7万5,000円は、重度心身障害者医療の医療費支出の増加により15万1,000円の追加、地域支援事業は利用者が見込



みを下回ったことにより、7万6,000円の減額です。

4目農林水産業費県補助金、2節漁港整備費補助金の289万9,000円の減額は、漁港機能保全計画策定費の減による水産基盤整備事業交付金の減額です。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子の10万円は財政調整基金の利子でございます。

17款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金、1節活力あるふるさとづくり基金寄附金の1,000万円は、これまでの収入状況を踏まえ見込まれる寄附金を追加するものです。

13ページ、18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金、1節国民健康保険特別会計繰入金の2,024万円は、平成22年度に国保会計に行った法定外繰出金3,000万円のうち、1,000万円は平成26年に一般会計に繰り入れましたが、今回その残2,000万円と平成27年度分の精算金24万円を繰り入れるものです。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入60万5,000円のうち、天候不良による町営プールの入場者減に伴い、売店売り上げは25万8,000円の減額、ロッカー代ほか23万2,000円の減額、がん検診徴収金は検診受診者が見込みを下回ったため、9万1,000円の減額、後期高齢者医療給付費返還金1,711万3,000円は、平成28年度分の療養給付費の精算に伴う広域連合からの返還金です。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金は事業実績により8万9,000円の追加、地域スポーツ施設整備助成金は、完成した御宿台テニス場改修工事の実績に基づく助成金の調整により、1,601万6,000円を減額しております。

5項受託事業収入、1目民生費受託事業収入、1節民生費受託授業収入の6万7,000円はこども園における管外受託児2名の受け入れによるものです。

21款町債、1項町債、3目農林水産債、2節漁港整備事業債の450万円の減額は、漁港機能保全計画策定費と海岸保全施設点検費の事業費減によるものです。

5目臨時財政対策債、1目臨時財政対策債の1,915万7,000円の減額は、発行可能額の決定に伴い、差額を減額するものです。

6目災害復旧事業債、1節災害復旧事業債の140万円は、台風22号による河川災害復旧事業に対する地方債を追加するものです。

14ページでございます。

8目民生債、1節児童福祉施設解体事業債の2,680万円は、旧岩和田保育所の解体に対する地方債を追加するものです。

なお、地方債につきましては、第3表の地方債補正で改めてご説明いたします。

以上、歳入予算に3,979万2,000円を追加しております。

15ページ、歳出予算でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、12節役務費の8万円の減額はアンケートに要した郵便料金の不用額です。

13節委託料の21万8,000円は不足が見込まれる会議録作成費です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節需用費の13万5,000円は防犯灯の電気料金です。燃料調整費の増加によるものです。

13節委託料の235万3,000円の減額は、マイナンバー制度システムの改修事業の一部が30年度事業とされたことに伴う事業費170万円の減額と、庁舎宿直業務の入札差金65万3,000円の減額です。

14節使用料及び賃借料の150万7,000円の減額は、文書管理システムのリース開始時期が予定より後になったため、電子計算機使用料を60万円減額し、同じく文書管理システムのクラウドの使用料を90万7,000円減額するものです。

2目文書広報費、1節需用費の68万円の減額は、広報おんじゅくの印刷代の不用額です。

3目財産管理費、11節需用費の111万7,000円は、燃料調整費の増加により、庁舎の電気料金に不足が見込まれるため、60万円の追加と、庁舎3階の西側ドアの修繕費として44万7,000円を追加しております。

13節委託料の39万円の減額は、町有地の測量事業で、地権者の都合により、一部測量が実施できなかったことにより、測量委託費29万円の減額と、必要に応じて行う町有地の樹木伐採箇所が見込みより少なかったことにより生じた不用額10万円の減額です。

4目企画費、7節賃金9万5,000円は業務量増加に伴う臨時職員の賃金の不足額。

8節報償費129万1,000円の減額は、雨天により中止した定住化ツアーの乗船体験の謝礼、地域おこし協力隊の報償は、応募がなかった期間の不用額。

11節需用費の11万6,000円の減額は、定住化ツアーの募集がホームページの募集で定員を超えたため、チラシの作成が不要になったことによるものです。

12節役務費の7万4,000円の減額は、定住化ツアーのチラシの送料が不要となったことにより、郵便料金（切手・はがき等）1万4,000円の減額、その下の郵便料金はふるさと納税に対する礼状などの郵送費として12万円を追加、ホームページで定員を超えたので、チラシの配布を行わなかったことにより、広告料8万円の減額、各種手数料は地域おこし協力隊の住宅賃借

などに係る手数料を10万円減額しております。

16ページでございます。

13節委託料482万5,000円は、ふるさと納税の記念品等の配送委託に592万5,000円を追加し、募集どおりに応募がなく、不用となった地域おこし協力隊への委託料を110万円減額するものです。

14節使用料及び賃借料の12万4,000円の減額は、地域おこし協力隊の住宅賃借料の不用額を35万円減額、代理収納システム使用料として、ふるさと納税のクレジット決済経費を6万円追加、同じくふるさと納税のインターネット申し込みフォームの使用料16万6,000円を追加しております。

19節負担金補助及び交付金17万3,000円の減額は、テカマチャルコ市長来町時の事業費の不用額です。

7目財政調整基金積立金、25節積立金の10万円は財政調整基金の預金利子を基金に積み立てるものです。

9目活力あるふるさとづくり基金積立金、25節積立金1,000万1,000円は寄附額の増額による1,000万円と預金利子1,000円を基金に積み増しするものです。

10目公共施設維持管理基金積立金、25節積立金の4,000万円は将来の公共施設維持管理に備えるために基金を積み増しするものです。

2項徴税费、1目税務総務費、23節償還金利子及び割引料の100万円の減額は、実績による町税還付金の不用額を見込むものです。

17ページ、3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費、13節委託料の358万円の減額は、マイナンバー制度システムの改修事業の一部が30年度事業とされたことに伴い、システム改修委託費を減額するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、4節共済費64万円の減額は、臨時職員の欠員等で生じる不用額を減額するものです。

13節委託料の44万9,000円は、社会福祉センターの漏水調査に16万8,000円、国庫補助の交付決定を受けた国民年金事務の電算システム改修に28万1,000円を追加しております。

14節使用料及び賃借料の50万2,000円の減額は、災害時避難行動要支援者台帳システム使用料の不用額でございます。

23節償還金利子及び割引料の12万1,000円は、平成27年度分の国保保険基盤安定繰り出しの精算による国庫返還金です。

28節繰出金の1,095万円の減額は、今年度の国保会計繰出金の決定による不用額を減額するものです。

2目老人福祉費、13節委託料の52万9,000円の減額は、高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定業務の入札差金を減ずるものです。

28節繰出金の366万4,000円の減額は、介護保険事業に係る法定繰り出しの不用額を減額するものです。

3目心身障害者福祉費、8節報償費の1万3,000円は、福祉タクシーの利用者増によるものです。

13節委託料の50万円の減額は、地域生活支援事業の利用実績による不用額の減額です。

20節扶助費の83万2,000円は、重度心身障害者医療費の増加により30万4,000円、更生医療の医療費の増加により43万1,000円、福祉タクシーの利用者増により9万7,000円を追加しております。

23節償還金利子及び割引料の70万8,000円は、平成28年度障害者自立支援給付費の確定に伴う返還金です。

5目後期高齢者医療、19節負担金補助及び交付金の90万5,000円の減額は、広域連合の人件費、事務費の決定に伴う不用額の減額です。

28節繰出金の249万4,000円の減額は、保険基盤安定分繰出金の決定に伴う不用額の減額です。18ページでございます。

6目臨時福祉給付金事業費、23節償還金利子及び割引料の78万円は、平成28年度の年金生活者等支援臨時福祉給付金の精算による返還金です。

2項児童福祉費、3目こども園費、7節賃金の100万円の減額は、臨時職員の欠員による不用額の減額です。

11節需用費の124万6,000円の減額は、利用実績による光熱水費の不用見込み額169万2,000円の減額と、野菜価格の高騰と在籍園児の増加に伴い、賄い材料費に44万6,000円を追加しております。

13節委託料の255万1,000円は、管外保育の利用者増に対応するものです。

23節償還金利子及び割引料の4万1,000円は、平成28年度子どものための教育・保育給付費負担金の確定により、国庫へ2万7,000円、県へ1万4,000円返還するものです。

4目児童福祉施設費、7節賃金の67万円の減額は御宿児童館臨時職員の欠員による不用額の減額です。

13節委託料の97万2,000円は、旧岩和田保育所解体工事の工事監理委託費です。

15節工事請負費2,883万6,000円は、旧岩和田保育所解体工事費です。

23節償還金利子及び割引料16万7,000円は、平成28年度子ども・子育て支援交付金の確定による返還金です。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、13節委託料の40万円の減額は、検診実績による不用額の減額です。

23節償還金利子及び割引料の3万1,000円は、平成28年度未熟児養育医療国庫補助金の確定による返還金です。

3目環境衛生費、11節需用費の26万3,000円の減額は、堺川排水処理施設に係る電気料金の不用額です。

13節委託料の257万9,000円の減額は、ミヤコタナゴ保護増殖事業における委託事業の実績による不用額81万5,000円の減額と、河川の水質浄化対策方法の変更による不用額176万4,000円を減額しております。

19ページ、19節負担金補助及び交付金の69万3,000円の減額は、住宅用省エネルギー設備設置補助事業の申請実績による不用額の減額です。

4目子ども医療対策費、20節扶助費の120万円の減額は、実績を踏まえた不用額です。

5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金の23万3,000円の減額は、天候不良により事業実施日数が少ないことによる減額です。

2目漁港整備費、13節委託料の697万7,000円の減額は、説明欄の各業務を同一の契約としたことによる事業費減による減額及び入札差金でございます。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金の112万4,000円の減額は、町街路灯組合の92万4,000円については工事費の減額、町内就業者家賃支援事業の20万円は、申請件数が見込みより少なかったことによる減額です。

5目町営プール管理運営費、13節委託料の17万4,000円の減額は、入札差金の減額です。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、13節委託料の105万4,000円の減額は入札差金の減額です。

20ページ、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、13節委託料の56万2,000円の減額は入札差金の減額です。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、13節委託料の58万6,000円の減額は、説明欄の各業務の入札差金の減額です。

19節負担金補助及び交付金の39万円の減額は、説明欄の事業に申請がなかったことによるものです。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1節報酬の5万2,000円は、平成29年7月の外国語指導助手更新に際して、4日間在籍期間が重複したことによるものです。

7節賃金の60万円の減額は、特別支援教育支援員の欠員と勤務実績による不用額です。

4項社会教育費、2目公民館費、13節委託料の24万9,000円の減額は、入札差金の減額です。

5項保健体育費、2目体育施設費、7節賃金の30万円の減額は、臨時職員1名の勤務実績による不用額です。

21ページ、15節工事請負費320万円の減額は、入札差金の減額です。

3目学校給食費、7節賃金の20万円の減額は臨時職員の欠員と勤務実績による不用額です。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、2目河川災害復旧費、15節工事請負費の300万円は、平成29年10月22日の台風22号により、上布施地区、上落合川護岸の崩壊箇所の復旧費です。

以上、歳出予算に3,979万2,000円を追加しております。

次に、第2条の繰越明許費についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民台帳費の個人番号カード交付事業補助金は、年度内に発行したカードに係る補助金が翌年度に公布されるので、繰越明許に設定するものです。

3款民生費、2項児童福祉費の旧岩和田保育所解体事業は、地域の繁忙期である夏季の前に事業を完了させるため、繰越明許に設定し、いち早く事業に着手するものです。

7款土木費、2項道路橋梁費の文教橋補修工事は、河川管理者との協議に時間を要し、工事が年度内に終わらない見込みとなったため、支出予定額を除いた1,900万円を繰越明許に設定するものです。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧工事は、工期を平成30年12月までと見込んでいることから、事業費の全額である300万円を繰越明許に設定するものでございます。

続きまして、地方債補正について説明いたします。

7ページをご覧ください。地方債の追加でございます。

1件は河川の災害復旧事業で限度額は140万円、その他の条件はご覧のとおりでございます。国庫補助対象範囲分へ補助災害復旧事業債80万円、安全と長期保護の観点から実施する町単

独箇所への単独災害復旧事業債60万円を予定しております。充当率はいずれも100%、補助災害復旧事業債では、元利償還金の95%が単独災害復旧事業債では財政力に応じ、元利償還金の一定割合が今年度の普通交付税で措置されます。

もう1件は、旧岩和田保育所解体事業に対する地方債です。限度額は2,680万円、公共施設等適正管理推進事業債のうち、除却事業を予定しており、この地方債の充当率は90%、交付税措置はございません。

地方債の変更につきましては、漁港整備事業債及び臨時財政対策債の限度額を変更するもので、内容は歳入予算で説明したとおりでございます。

以上で、一般会計補正予算案（第7号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

一般会計補正ということですが、まず最初に歳入のほう、10ページであります、13款民生使用料の中で補正額97万6,000円、これはこども園使用料ということで、入園者が多かったというようなご説明だったかと思いますが、こういった内容なのか説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） こども園の入園者につきましては、当初122名でございましたが、その後8名増えまして130名になったため、今回補正をお願いするものでございます。

増の理由といたしましては、一番大きいのは新しく認定こども園ができた、新築の効果だと考えております。それに加えて、今年度は外国に住んでいらっしゃる方が夏休みで一時帰国をして、夏だけこども園に預けるといった方が3名ほどいらっしゃったのが特徴かと思っております。

以上でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。保育所はたしか保育に欠ける子どもというような規定であったかと思っております。認定こども園はたしかそれが外れたということで、どの子どもでも入れるということも大きな違いだったかというふうに理解をしております。

それから、外国にお住まいの方の使用ということも多かったということで、それも特徴だというふうに伺ってまいりました。了解いたしました。

次に移ります。

次のページ、11ページであります。国庫支出金、4目土木費国庫補助金ということで、2節都市計画費補助金92万6,000円の減額ということになっております。説明欄には2事業があるわけですが、この歳入、歳出のほうはちょっとよくわからないもので、歳出も含めまして、この事業、最終補正ということで内容について承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、都市計画費補助金の関係でご説明申し上げます。

まず、都市計画費補助金、今、委員ご指摘のとおり、2事業ございまして、一番上の住宅・建築物安全ストック形成事業、これは耐震関係のものでして、利用実績がないことから、減額をさせていただくものです。

その下の効果促進事業、これはリフォーム補助金に係る社会資本整備交付金の補助内示ですが、支出ベースの利用実績はあるんですが、交付金全体の補助の要望が多くあって、その中の割り当て内示分で減額がかかったということで、補助決定額に基づき歳入予算を減額をさせていただいております。

なお、支出予算につきましては、予算書20ページ、耐震診断補助金等減額をさせていただいております。

ちなみに、リフォーム補助金につきましては、先の議会において追加補正予算でご承認をいただただけ、非常に要望額が多い状況です。もう既に事業については全て執行を終えておりまして、補正でご承認をいただいた枠の分まで執行が終了しております。

利用の件数といたしまして、今年度14件のリフォーム補助の利用申請がございました。執行率については全て100%執行をしております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。耐震については、引き続きなかったということで、これは総事業費と申しましょうか、非常に大きな工事になるということだろうというふうに思いますが、これについても補助内容、また説明を含めまして、丁寧な対応を今後も求めたいというふうに思います。

それから、効果促進事業は、これは住宅のリフォームということで、100%実施ということで、補正はなかったというようなご説明であったかと思えます。当年度は14件ということですが、これはこの間、住宅リフォーム助成事業を実施していただいて、トータルでの件数、



それから補助額、そしてまたこれは町内の事業所等において工事等が行われているというふう  
に伺っております。

いわゆる総事業費、これも多分申請されて出ているかと思えます。それも含めまして、この  
事業効果がどのようになっているのかについて説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 住宅リフォーム補助につきましては、当初のスタートが平成  
24年にリフォーム補助金をスタートをいたしました。24年度から26年度までの3カ年実施をい  
たしまして、一旦事業については完了をしたんですが、議会のほうの非常に経済効果もあるの  
ではないのかというご提言もいただきまして、補助制度をいわゆる補助対象を一部見直した形  
で、28年度から新たにスタートをし、28年、29年、これまで延べで5年間補助制度を実施して  
おります。

それぞれ補助の予算の計画額でございますが、毎年度200万円程度、200万円を基本的な計画  
額として執行し、29年度につきましては、利用実績が多いことから40万円ほど追加をさせてい  
ただいております。

これまでの利用実績で申し上げますと、24年度につきましては24件、25年度24件、26年度25  
件、この24年から26年までにつきましては、補助の上限額が10万円ということで実施をしてお  
りましたので、20件を超える利用件数がございます。また、28年度から新たな補助スキームで  
実施をしておりますのは、補助の上限額が20万円に額を増額して実施をしております。28年度  
の利用件数につきましては8件、29年度で14件という形になっております。

この間、リフォーム補助を利用するにあたりまして、工事費の申請の総額でございますが、  
1億3,500万円ほどの総額の申請でございます。議員ご指摘のとおり、町内事業者を利用して  
リフォームを行う場合というところで条件がございますので、この間、大体毎年200万円ほど  
の補助の実施をすることによって、約5年間で1億3,500万円ほどの町内に対する経済効果が  
あらわれたものと判断をしております。

○議長（大地達夫君） 石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。

次に移ります。12ページであります。17款指定寄附金ということで1,000万円の増額補正  
だということでありますが、活力あるふるさと基金寄附金ということであります。これについ  
ては、たしか返礼品だったかというふうに思います。

トータルで今年何件の寄附があったのか、わかりますか。それと、あと返礼品のほうの特徴点で押さえてあれば報告をいただければと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 本年度の寄附でございますが、2月末で6,705件、1億520万円ほど2月末で収入になっております。今回、あと500万円程度入るのではないかとということで1,000万円の補正をお願いしております。

返礼品でございますが、やはり一番出ておりますのはスペイン産のオリーブオイル、こちらが一番出ておりまして、その次にスペイン産のワインが2番、3番ということになっておりまして、数にいたしますと、例えばオリーブオイルが2,000セット出ている中で、地元のアワビとかですと価格帯が違うんですが、一番出るところは2万円ぐらいのアワビ、サザエがいずれも100件程度ということになっております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。寄附者、非常に多いということで了解いたしました。

あとは返礼品のほうであります。オリーブオイル、それからハム等多いということですよ。地元の産品というと、アワビ、サザエということで、100点ということで、そういう面ではオリーブというものが引き合いが多いということについては、どのように考えているのか。

それと、もう一点、この返礼品の中でどこでも地域の特産物というものを町としても地元の方々に推奨していただきながら、こういう中でお試しも含めて、さまざまなことの努力をとっているというふうに理解しておりますが、そういうことについて担当としてどのように、こうした経過を踏まえながら今後どうしていくのかということも含めて、説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） オリーブにつきましては、オリーブオイル、健康志向等ありまして、引き合いが多いものと思っております。また、地元のものではなくて、スペイン産だというのは、例の史実があるからやっているんだということをそこに記載をしておりますので、ホームページなどの書き込みにも、これによって御宿町ってそういうところだったんですねみたいなことは随分ありますので、スペイン産を扱ってはいますが、一定の史実の宣伝効果にはなっていると思います。

また、地元の産品につきましては、今出展されている方々にも、売れないものは売れるような価格帯にするとか、品数を変えるとかということで、工夫をしながらやっていただきたいと思っております。これを出すことによって、全国的に自分の品物は引き合いがあるんだということで励みにもなっているようでございますので、今後も引き続き品の内容等、研究しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、了解いたしました。

特に魚海産物、イカ等、近年不漁ということで、なかなか現物ができないということもあるようでございます。そうしたことも含めまして、創意工夫を発揮していただいて、この制度を活用していただきたいと思います。

次に、歳出のほうに移りますが、これは15ページであります。企画費の中で報償費、地域おこし協力隊ということで、これは16ページのほうにも載ってございますが、たしか3年目の募集ということで、この間はたしかイノシシの対策と申しましょうか。そうした特技を持っていらっしゃる方の募集があったかというふうに思いますが、そうした3年目について、まずあったのか、なかったのか、それから今後どうするのかということですね。

とりあえず、それについてお答え願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） おっしゃるとおり、イノシシの捕獲について協力していただくと思って募集はしておりましたが、結果的に今の段階でいらっしゃらないということで、1件だけ問い合わせがありました。ただ、まだこちらのほうで正式な申し込みに至っていないということでございます。

また、イノシシにつきましては、引き続き今もまた今後審議していただく新年度予算のほうにも予算を計上してありますので、引き続き募集をしていきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

地域おこし協力隊であります。先般の一般質問でも少し触れましたが、たしか国費の対応だったというふうに思います。その辺は歳入のほうでどのようになっておるのかと。国費対応だったと思いますので、減額補正ですから、多分歳入のほうもその対応があるかというふうに思います。いわゆるその辺の財源更正がどうなっているのかということと、あとはこの間も少しお話ししましたが、非常に事業内容が我々議員としてもわかりづらいというところが

あります。特に国費関係でございますので、この辺はきちんと精査されて、きちんとわかりやすいというんですか、我々議員に、それから住民の皆様にもわかりやすい事業運用が必要じゃないかなというふうに思います。

先般も説明を受けましたが、この協力隊はいわゆる住居手当、それから活動補助、それから通信だとか、さまざまなことについて、たしか事業補助と申しましょうか、そういう内容だったというふうに思います。そういう中で、住居などについても賃貸買い上げだとか含めて、さまざまな内容があろうというふうに思います。

また、この協力隊におきましては、町でどういうテーマとして仕事をしていただくとかという中で、この間もさまざまな内容について、今般もたしか2人は定住化だということのようがありますが、その点についてもさまざまなスキームと申しましょうか、施策の中で定住化というのが実現していくんだらうなというふうに思いますので、町負担でもさまざまな依頼だとか、そういうことも多分あろうというふうに思うんです。

そうしたことの事業が混然一体となってしまうというのが実情だろうと思うんですけれども、その辺もわかりやすいような内容を適切に対応していただくということが大事だろうなというふうに思います。

そこも含めまして、それからもう一つ特にこうした方々、きちんと町の今の課題、テーマ、これは話し合っていて、きちんと今の課題を前に出していただくということがまず一つ大事ではないかなというふうに思いますし、議員の中からもそういう声は実際出ているところでございます。

そんなことも含めまして、この地域おこし協力体、事業の内容、今年実際は4月1日から改めて始まるというふうにも思うわけありますので、そうしたことについて町としての基本的な考え方を改めて承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 地域おこし協力隊でございますが、こちらは町のさまざまな課題を解決していただきながら、3年後終わったところで定住をしていただくというようなことが条件でやっていただいております。

先般の一般質問でもお答えいたしました、今のところは空き家の関係の登録補助ですとか、また今後は定住化ツアーとかということはこの間お答えしたとは思いますが、課題はそればかりではございませんので、4月以降、いろいろな諸団体、いろいろな会合等ございますので、そういうところへ積極的に行って、分野、分野の課題の把握と、また課題解決に向けてのアイデ

ア出しなどをしていただきたいと思います。

また、活動内容が非常にわかりにくいということで、これは新たな取り組みというか、こういう取り組みが今まで余りなかったので、国のほうからもお金を出すにあたりましては、これをやりなさい、あれをやりなさいというのは特になくて、これはやっちゃだめだということもないので、ただ国費でございまして、当然会計検査の対象とかにはなるとお思いますので、その点については、逸脱しないようにやっていきたいとお思います。

また、活動内容について今、毎月広報にご自身の活動内容等出していただいているんですが、そういうことによって、町民の方にもいろいろ知っていただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。今の活動の報告であります、これはスキームとして例えばどのような報告、町民への報告というのを今お話しいただきましたけれども、要するに行政に対する報告というのは、例えば1カ月とか、丸々事業を依頼をすると、それが完了後だとか、それも例えば一般的には1カ月だとか、半年だとか、1年だとかとあろうと思うんですね。

そういう依頼と申しましょか、仕事、ちょっと言葉がわからないので、一般的には依頼をすると。それは中間報告を求めるのか、求めないのか、それから最終報告はどうなるかと。今さまざまな事業に参画できるということもあって、ふわっとしたこともあると思うんですけども、この部分についてはきちんと成果を上げていただきたいと思います、最終的にどうなるかは別としても、成果を求めるということが当然私は必要じゃないかなというふうに思うんです。

その辺のスキームと申しましょか、指針と申しましょか、そういうものを私は持つべきではないかというふうに考えているんですけども、その辺は町としてどのように考えているんでしょうか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 現在、隊員には活動日誌をつけていただいております、それを1カ月まとめて提出していただいております。

今おっしゃいますとおり、個別に何かをやってくださいというミッションのようなものを今後与えた場合には、きちんと報告書のようなものをつくらせて、こちらに出していただくように思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。

次に、18ページであります。これは4款衛生費の中で環境衛生費ということで、ミヤコタナゴ保護増殖事業、水質浄化対策業務ということで、合わせて257万9,000円の減額措置となっております。この内容等について細かい内容を承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、環境衛生費委託料の257万9,000円の減額、それぞれ内訳で申し上げますと、ミヤコタナゴ保護増殖関係で81万5,000円、水質浄化対策業務で176万4,000円ということで、2つの事業の合算額でございます。

まず、ミヤコタナゴ保護増殖事業関係でございますが、基本的には水路整備や畦畔の補修等については、予定どおり環境整備については当初予定したとおりに実施をし、事業については順調に進捗をしているものと判断しております。

今回、減額をさせていただきました81万5,000円につきましては、草刈り作業等につきまして、回数のいわゆる草の伸び方等によって調整をしておりますので、その関係で減額になっております。また、この81万5,000円減額できた理由といたしましても、ミヤコタナゴ保存会の方々のご協力や、また通常のみやこたなご保護委員会を初めとする関係者の方々のボランティア活動等によりまして、直接執行しなくてもいい経費が発生したというような形で、予算の不用額について減額をさせていただいております。

また、水質浄化対策業務176万4,000円につきましては、当初河川水質の関係でどうにか河川の水質を改善する方法を何とかまずは足を前に一歩踏み出すことができないかということで、当初200万円の予算を議会にご承認をさせていただき、どういう方法で実施をするのかを事務方として試行錯誤、検討をいたしました。

その結果、今年度につきましては、畠山重篤先生のご講演を受けた中で、いわゆる森と海が非常に密接な関係を持っていて、海だけに着目するのではなく、川だけに着目するのではなく、山林管理からまた川、海、それぞれが全て連動しているということで、その中でフルボ酸鉄というものが非常に重要な効果をあらわしているということで、講演のほうでご報告をいただきました。

それを受けまして、産業建設委員会のほうにもご相談をさせていただいた中で、今年度はまずできるところからの第一歩ということで、フルボ酸鉄を活用した浄化法について試行し、その成果を見据えた中で次年度以降、継続的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そうしたことから、この200万円のうち、約25万円ほどにつきましては、フルボ酸鉄の購入を今年度購入をさせていただき、この後、産業建設委員会のほうと協議しながら、設置場所等について検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。ミヤコタナゴであります、これはたしか今計画の策定中だったと思います。先般、協議をされたというふうに承っておりますが、これもたしかさかのぼると、一番最初に説明を受けたときは、約1年前までには計画の策定を完了するというふうな話だったかと記憶しております。

まだ策定を終えたというお話は承っていないわけですが、現状の状況、今後どのようにされていくのかについて承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ミヤコタナゴの保護増殖事業を今後の保全計画ということで、望月先生を中心に作業部会の方にはかなりお骨折りをいただきまして、事業計画案のほうを作成をいただきました。

これまで議会産業建設委員会のほうにも、案といたしましてご報告をさせていただきましたが、産業建設委員長のほうのお声かけをいただきまして、委員会だけではなくて、関係者を集めて、みんなで話し合ってみてはどうかというようなご提言もいただき、産業建設委員会の方々を中心に、また保存会の方々、そして専門家の方々、また地元区長さん等にも幅広く産業建設委員会のほうからもお声かけをいただいた中で、合同の会議をすることができました。

その中では、いろいろな意見が出まして、今後こういう関係者の意見交換の場を定期的に持ちながら、どういうふうにやったらいいのか。ただ単純に環境整備をすればいいということだけではなく、里山保全や最終的に地域全体として捉えたほうがいいのかと、そういうようなところまでのご意見をいただいたところです。

今回、作業部会のほうの事業計画につきましては、いろいろな組織の立ち上げや、いろいろな課題についてご提言をいただいておりますが、今後関係者の方々の会合を定期的に開く中で、里山保全、またいわゆる地域全体の取り組みまで広げた中で、最終的には加えるべき点についてはさらに加筆し、来年度秋ごろをめぐりに正式な形での計画案としてまとめ、議会のほうにご提案をできればというふうに考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。先般、産建の委員長のお骨折りで、関係者による話し合いが行われたということを今伺ったわけでありますが、今ご報告もありましたが、先生の計画も昔のよきと申しましょうか、里山、そうした農耕が非常に大事だというお話をかつても承ったところがございます。

私の住む地域でも、いわゆる布施地域でありますけれども、農村地帯ということで、これからの農業という中で聞いた声の中では、そうしたものをもう一度振り返りながら、新しい農業をみんなで作っていかうじゃないかという声も今出始めているところがございます。そうしますと、そうした地域の声と、それから今、先生が目指そうとされているそういう計画というのは、多分一緒になるんじゃないかなというふうにも思います。

そうしますと、課を超えた話になると思いますし、農林水産班、そちらとの連携の中でこそ、私は逆に実現できるのではないかなというふうに思いましたので、そうした今後の調整、そしてまた今の地域で農業、観光、体験も含めました、そういう付加価値のある農作物、また農業経営をしていきたいという声も出始めてございますので、ぜひそういう中の付加価値の中では、ミヤコタナゴが住むというのは非常に得点が高いと申しましょうか、効果のあるものだというふうにも私自身も思っておりますので、そうした今度地域との計画上の整合性というか、連携の中で、計画の実施の担保と申しましょうか、言葉で言いますと、具体像を計画から実態と申しましょうか、その辺のお互いの整合性も繰り返しますけれども、必要だろうと思えますけれども、その辺についての考え方について承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいまご助言いただきましたように、先生のほうのお話の中でも、もともとの農業のあり方、そういうものが今また見直しをされて、地元の方のやる気、そういうものがいわゆる今、石井議員のご提言のとおり、新しい農業という形で、いろいろな方の地元の方の理解、また課も枠を超えて、協力、連携の中で実施をしないと、総合的な視点での実施というものはなかなか困難なものと考えております。今、ご助言いただいた内容を十分に踏まえた中で、これからの最終的な議会に提案するまでの計画案の中にきっちりと反映させていければと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。



了解いたしました。

次に、19ページになります。2款商工振興費、負担金補助及び交付金ということで、町街路灯組合ということで、92万4,000円の減額となっております。この街路灯組合について、街路灯のたしか整備だったかというふうに思うわけでありましてけれども、これについて詳細な内容について説明を求めます。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、街路灯組合に対する補助金の減額についてお話をいたします。

街路灯組合の経緯といたしましては、町にあります月の沙漠の街路灯、全体で現在219基ございます。これを2020年に水銀灯が廃止ということで、輸入が禁止となることから、街路灯のLED化の工事を今回行ったものでございます。

219基のうち、既に商店が閉まったり、脱会された方とか、町の防犯灯が近くにあったり、もう既に壊れてしまっているというようなものを45基、今回撤去いたしまして、全体で174基の精査をさせていただいております。これは組合のほうで精査をして、174基を今後残すということで、行ったものでございます。

10月の末に大手の街路灯の会社4社と町内業者を集めて、説明会を行って工事の内容を説明して見積もり合わせをしたということでございます。見積もり合わせをして、石川街路灯という会社のほうが622万6,956円で落札ということで、12月20日に契約を行っております。

現在、LED化の工事は2月18日をもって終了しております。残り今工事をやっているのがどうしても街路灯はちょっと高くて組み合わせできておりますので、経年変化で途中で折れ曲がっているようなものをそれを174基のうち折れ曲がっているものについて、今補強工事をしておりますので、全体で工事が終わるのは3月25日を予定しておるところでございます。

これにつきまして、金額が確定したということでございますので、今回92万4,000円の減額ということになっております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

商工会の中に組合というのがあるかと理解しておりますが、商工会の会員の方々も今般については、大分創意工夫もされたというふうに伺っております。そうしたことも評価してもらいながら、残念ながらこの商工会と申しましょるか、民宿経営者の方もたしかつけておったかと

思いますけれども、両方ともだんだん数が少なくなっているというのが実態であろうと思います。

今後、こうしたものをどうされていくのかについて、最後承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 組合のほうとも打ち合わせを行っております。一連のイメージ戦略的につくられたものでもございますので、町といたしましても、この位置には必ず必要だということもお話はさせていただいております。今後は、そういうものも含めまして、残すものと、また残せなくなるものもあると思いますが、その辺また精査させていただいて、話し合いを協議を進めながら進めていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。おっしゃるとおりだと思いますので、きちんと町のほうも前向きな対応を求めたいというふうに思います。

それから、同ページ、土木費であります。これは網代湾漂着砂調査委託ということで105万4,000円の減額措置になっております。年度内はこれで終了だというふうに思いますが、この内容について承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 網代湾漂着砂調査委託につきましては、以前浜地先で浜崖が起きた際に、今後自然に戻るのかどうなのか、そういうものをきっちりと解明をする必要性があるんじゃないかというようなお声もいただきまして、これまで漂砂シミュレーションのほうを一旦かけました。海底の砂がどういうふうに動くのかというものを一旦調査をかけ、中央大学の先生のほうにもその結果を見てご判断をいただき、基本的には網代湾の砂は台風のときには一旦200メートルほど沖合に流されるけれども、また期間を通じてきっちりと戻ってきている様子がかがえたというようなところでした。

その後、また先生のほうからご助言をいただきまして、ただきっちりと解析をするためには、波の高さや波がどういうスピードで流れているのか、どういう方向で流れているのか、その辺までも解析をすると、より正確に判断ができるという流れの中で、このたび網代湾の漂着砂調査委託というものを実施させていただきました。

調査の内容といたしましては、台風シーズンの一番波が荒れるときの海の状況がどうなのか

を見たほうが良いということでしたので、具体的な実施期間といたしましては、9月5日から10月10日、約1カ月間をかけて、網代湾に6個の浮きを浮かべて波の高さ、また波の流れる方向、そして波の早さについて観測をしたところです。この後、産業建設委員長のほうにもご相談をした中で、委員会のほうで概略の報告をさせていただきたいとは思いますが、この調査の概要といたしましては、おおむね網代湾の波については、通常は一、二メートルで推移をしているというような結果です。ただ、台風時、一番荒れるときについては5メートルを超える波まで上がっていることが観測をできております。

また、波の流れる向きといたしましては、岩和田漁港、そして御宿漁港、それぞれの両端から、ちょうど月の沙漠記念館前あたりの清水川の河口方向に向かって、真ん中に集まるような形で波が流れて、そしてその波がちょうど離岸流のように沖合のほうに流されていくという波の動きがわかったところです。

また、波の速さにつきましては、ポイント、ポイントで若干違うんですが、御宿漁港から月の沙漠記念館方向に流れる波につきましては、秒速20センチ、また岩和田漁港から中央海岸のほうに流れる波の速さとしては、秒速で50センチというような状況です。例えば、秒速50センチといたしますと、1分間に約30メートルほど流れるというような計算でして、非常に速い波が流れているということがわかりました。こうした解析結果を今後また専門の先生に見ていただきながら、ご助言をいただいてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。これについては、今後はどのようにされるのでしょうか。今後、継続的に行われるのか、とりあえずこれで終わるのか含めて。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 当初の目的が砂が外に出ていってしまっているのではないかというような目的で、それが御宿の砂は網代湾の中できっちりと滞留しているということを確認をするための調査でしたので、おおむねその内容が確認をできたということで事務方としては判断をしております。最終的には先生のほうにも、専門家の方にも見ていただいた中で、基本的には一旦この調査をもって、しばらくの間は様子を見たいというふうに考えています。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。そうしたら、一定の報告書というのはつくっていただくということで、了解いたしました。

次に移ります。21ページであります。これは教育費の体育施設費、御宿台テニスコート改修工事ということで320万円の減額になっておりますが、この工事の内容、それと確かこの工事に至っては、周辺施設についてバリアフリーですよ。その対応が必要ではないかということも確かお話にあったかと思えます。それについて承りたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、御宿台テニスコートの改修工事の内容についてご説明をさせていただきます。

初めに、まずテニスコートのコート面の部分につきましては、当初計画どおり6面全てを人工芝砂入りコートに改修をしております。また、附帯工事といたしまして、今、議員さんお話ありましたとおり、バリアフリーを中心に日よけ、また入り口のスロープ、駐車場の区画の整備等を予定どおり行っております。6面のテニスコート工事が入札によりまして差金が出たということで、今回減額補正をさせていただいております。

今、工事の進捗状況ですけれども、おおむね終了しておりますが、バリアフリーに対応した入り口のフェンスの製品の作成が非常に時間がかかっておりまして、明日到着をするということで、この週末で設置を予定して全ての工事が完了する予定になっております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

テニスコートであります。もうオープンされているというふうに思うんです。その実績と、あと評価がどうであったかということです。

それから、もう一点はテニスコートの駐車場と、それから管理棟がございますよね。そちらのほうもあわせてバリアフリーの検討が必要じゃないかというお話があったかと思えますけれども、その辺についてはどうなったと申しましょか、どうされるのかについて伺いたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 改修後の利用の状況ですけれども、夏休みとか、ゴールデンウィークというのが一番、町外の方は利用されるのが多いので、今後またその辺は春に向けての予約の状況が増えてくると思えますが、町内にありますテニスクラブ、また近隣の方々の利用

が今まで主でありましたが、改修後は中学生、高校生の利用が大変増えておりまして、既に夷隅地域の正式な大会であったりとか、また御宿中学校、今までなかなか学校内部でしか練習、試合等しておりませんでした。今回これができることによりまして、先週は大網の中学校や南房総の中学校と練習試合を行って、技術の向上に励んでいるということで、非常に利用していただいている状況です。

また、先生方も含め、利用者の方から他の施設との違い、または利用の状況等を伺っておりますが、おおむね非常に利用しやすいという評価をいただいております。あとはその当時はまだ駐車場が余りきれいに整備されておりましたが、今回区画もきちんとしましたし、障害者用のスペースも確保しておりますので、利用については非常に利用しやすいコートということでお声をいただいております。

また、管理棟につきましては、今お話がありましたとおり、障害者対応をするということが目的でもございますので、トイレや入り口等の段差を中心に改修を進めたいというふうを考えております。内容等につきましては、利用が多いテニスクラブや町のテニス部の方々と今いろいろお話等はさせていただいております。全体の方向性をまとめたら、また教育民生委員会にお話をさせていただいて、修繕を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解しました。

学校給食費であります。臨時調理員ということで20万円減額になっております。たしかこの施設も、県のほうからの規格にちょっと合わないというような話も先般協議があったかと思っております。今後だろうと思っておりますけれども、どういうふうにするのか、考え方について承りたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 御宿町の共同調理場につきましては、今、議員お話ありましたとおり、古い建物でございますので、現在の環境基準には適しておりません。そのため、今後何らかの対応が必要であると考えております。

今現在、建てかえ、また委託という方法しかないかなと思っておりますが、その2案につきまして、状況調査、また県や関係課に今いろいろとお話を伺う中で、情報収集しているところでございますので、来年度こちらにもまた教育民生委員や施設建設委員会等を立ち上げて、協議していくこととなりますが、いずれにせよ、施設としては早急な対応が必要な施設というふう

に認識しておりますので、早目に準備を進めていきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

9番、大野吉弘君。

○9番（大野吉弘君） 9番、大野です。

先ほどから質問も入っていますが、地域おこし協力隊、私たちも現場というか、若い人たちも含めてどうしようか、どうしようかというところで、いろいろなことを前向きに取り組んでいる中で、せっかく来ていただいた地域おこし協力隊、この両名の動きがほぼわからない。これについては、ちょっと問題なのかなというふうに現時点で思っています。

せっかく来てもらった以上、お試し期間じゃないけれども、ならし運転はある程度しようがないと思うんですけれども、まず御宿のこと、御宿の人をできる限りお互いが自分の足で歩きながらというか、かかわりながら御宿を理解してもらって、その上で町のテーマにのっとなって、ちゃんと有意義な仕事をしてもらうということがすごく普通の話だとは思っているんですけれども、かなり待っていたんですけれども、成果が聞こえてこない。見えてこない。

さっきからの質問もありますが、町が意思を持って、何をするためにあの方たちを呼んだのかということの意思が反映されていないと思うんですよね。やってもらう仕事を与えていないのが現状だと思うんです。定住化促進とか、空き家対策とかということもテーマに上がっていますが、それ以前に各課の中でこんなことを手伝ってもらいたいなということをもう一回精査していただいて、観光ベース、日常生活ベースの中でも、彼、彼女たちには毎日、今どきなので、外から来た御宿をどういうふうに見えるのか、外から来て御宿の人たちや自然をどういうふうを感じるのかを毎日情報を発信させてください。町も観光協会も情報が発信されていなくて、御宿は今何もやっていないことになっているんです。これはかなり危機的状況で、これでいいわけがないんです。

意思を持って町を運営して、何を手伝ってもらうかを明快に現場に落とししてください。そうしないと、前に進まないんです、一步も。この辺についてお願いします。ちょっとお答えを。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 情報発信については、足りていないなというところは充分認識しております。これについては、次年度、ホームページの新しいのを立ち上げるというようなこともありますので、そこに参画させようと思っております。また、現場にいろいろさせることというのは、今後これから4月になりますので、組み立てまして、その辺研究しながら進めていきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） ほかに。

瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

今、29年度最後の補正ということで、37億5,000万円という中で、当初は35億2,000万円、大体2億3,000万円の1年間の補正です。そういう中で、28年度、決算が出ているやつは当初が39億円、決算額が43億5,000万円、実質収支が1億4,400万円という中で、29年度約1億円繰り越しで、内部留保もあると。

今回は、約2億3,000万円の補正で30年度予算に1億円、ほかに内部留保があるという中で、何を言わんとしているかということ、単年度決済でございます。そういう中で基金は積んでいかなきゃ、平準化また急激な支出のために、それはここにいる人はみんな了解していますけれども、これは単年度決済という部類に入らなくて、何年かずっと続いていくと。あと町債もそうです。単年度決済と言いながら、町債、臨時のやつもありますけれども、これは単年度決済じゃないと。

例えば赤字のものは、単年度で消していくから累積赤字はないという中で、基金はどうしても積んでいかなきゃいけないと思っていますけれども、当然そうしなきゃいけない。これは大体ふるさと納税は入ってきますから積んでいかなきゃいけないんですけれども、本来基金というものはそうあるべきではなくて、長期計画の中で今年ほどのくらい積んでいくんだという年度計画が必要ではないかなと。ここへ来て公共施設の基金、これは4,000万円です。これは余ったから積んでいるというふうにとられてもしようがないんですよね。

本来なら、当初にどのくらい基金、一般財源、積んでいくかというので言えば、平均2億円以上これは余っている。石井議員、瀧口議員が申していますように、三十二、三億円から5億円ぐらいのペース、2億円がオーバーしているんですよ。鉛筆をなめなきゃ予算を立てられないというのわかりますよ。わかりますけれども、鉛筆のなめ過ぎではないかなと。

本来、基金は積むという形で、まず基金の積み立ての計画がないという中で、余ったら積んでいくような雰囲気があります。ふるさと納税も今1億500万円という形だけでも、これは収支と支出が全く明確に分かれている中で、返戻金、事務手続、これで幾らかかるんだと、約1億500万円、1,000万円ぐらいいくんですか。そういう中で、普通なら利益分で運用するんですけれども、1億500万円、これを全部支出として使えるわけ、収入として。その辺が一般の企業と違うところなんですね。

だから、これが返礼品で幾ら事務手続がかかっているのかということ、本来2億円減額であ

ってしかるべきではないかなと。この三、四年、全部2億円ぐらいの浮きであって、大体1億円ぐらいが翌年の会計に回しています。これを単年度決済の趣旨からいけばおかしいんですよ。基金は積まなきゃいけないから当初から基金、今4,000万円の公共施設の基金、この年度末に積んでいますよね。そうじゃなくて、事業計画、基金の計画はないんですよ。それをまず一般財源ですから、当初組めるわけですよね。それを何で組まないのかと、余ったようなふりをして、実際は2億円余っているんですよ。組み立て自体がおかしいんですよ。

わかりますよ。来年度に1億円ぐらいと内部留保しないと予算立てられない。田邊企画財政課長もわかりますけれども、そういう中でわかればで結構なんですけれども、財調の基金、減債、活力あるふるさとづくり基金、公共施設維持管理費、これが前年度現在高、決済中の増減高、決済が済んでいないんですよけれども、3月までの2月でも結構なんですけれども、決済年度の増減残高、わかればで結構でございます。ただ、30年度予算に繰越金1億円が入っていますから、アバウトに載っていると思うんですよけれども、議長、いいですか、続けて。

○議長（大地達夫君） 大分かかりますか、質問はそこでよろしいですか。

○1番（瀧口義雄君） 今、2つ出してありますよ。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 基金の残高について、先にお答えさせていただきます。

財政調整基金でございますが、28年度末で3億6,539万5,184円ございまして、29年度中の動きはございません。29年度末もそのまま、利息が15万7,000円、減債基金は期末で3,179万円ございまして、29年度中に2,000万円取り崩しました。29年度の末では1,108万2,000円程度の残りとなります。

公共施設維持管理基金は、期末で1億8,039万円ございまして、29年度に8,620万円取り崩しまして、今回4,000万円積みますので、29年度末では1億3,420万円程度の残となります。

活力あるふるさとづくり基金につきましては、期末で1億4,290万円ございまして、年度中に取り崩したのが9,387万6,000円、また今年度中に1億1,000万円積みますので、最終的に1億5,900万円程度残る予定でございます。

それと、ふるさと納税の経費でございますが、約65%が経費でございます。35%程度が実際使えるというか、いただいたお金ということになっております。

また、基金のお話でございますが、実際この各課から出てくるものは大体40億円程度の予算の要求がございまして、とは言いながらも、入って来るお金が決まっていますから、そこで削って調整をとる中で、最初から基金を幾ら増というのがなかなか難しい状態でございます。



すが、おっしゃる趣旨も充分理解しますので、今後その点については研究させていただきたい  
と思います。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

わかるんですよ。予算編成で各課とも自分の仕事は最大限やりたいという中で、オーバーフ  
ローするのはわかっているんですけども、それが予算編成ですよ。どこでもじゃぶじゃぶな  
東京都ならそれはそれでいくと思うんですけども、御宿の自主財源を見れば、あなたの苦勞  
はわかるんですけども、そうは言っても現実2億円ぐらいの剰余金で、実質収支が1億  
4,000万円から1億5,000万円前後で出ていっていると、この現実を見れば、不用額含めて繰越  
明許、そういうのを抜いていった場合、通年これなんです。だから、そういう指摘が出てく  
るわけですよ。それについて、わかるんですよ。各課とも出してくるのは、出してくる中で不  
用額が大体8,000万円ぐらい出てくるんですよ。

款項目で利用できるものもあるし、この最終の37億3,900万円、約4,000万円、これは減額補  
正しなきゃいけない。増額もあるし、受け皿も出さなきゃいけない中で、これは4,000万円な  
んか本来必要ないですよ。隣にいる人の基金ですよ。これは組まなくたってゼロで済んじゃ  
いますよ。

どのぐらいの基金が必要だということは、大体総合計画の中で見えてくるわけで、ふるさと  
納税に関しては、今度は新年度予算になるからそれは触れませんが、今これは最終で収  
支支出していただきましたけれども、どこでどのぐらい使っているんだと、年度途中で補正で使  
っていくのは大体これですよ。財調は使っていないというのはどういうところにあるのかと。

本来なら2億円減額で済むんですよ。それをやってきているから大変予算オーバーの話にな  
ってくる。現実的にこの三、四年間、2億円オーバーなんです。今年も多分2億円オーバー  
だと思う。一番ひどいときはありましたよね。28年度、これが最終的に43億円で、4億3,000  
万円の補正ですよ。実質収支が先ほど述べた形です。実質収支が1億4,000万円ですよ。何  
でこういう形になってしまうのかと、それがわからないんです。

○議長（大地達夫君） 瀧口議員、質問の途中ですが、ここで休憩にしたいと思います。

午後13時半まで休憩にいたします。

(午後12時07分)

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大地達夫君） ただいま7番、伊藤博明君が離席しております。ただいまの出席議員は10名です。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

午前中に引き続いて、二、三質問をさせていただきます。

これは補正なんですけれども、当初予算を受けて補正なんですけれども、総計主義、最初に年度に必要なものを全部上げると、それで緊急性のあるものとか、受け皿とか、減額とか、そういう形で補正が組まれていくのが本来の筋ではないでしょうか。その辺で何が一番欠けているかといったら、先ほども申しましたけれども、総合計画があつて、アクションプランがあるんですけれども、ほかの事業に対して全く方針、町の政策がないんですよ。簡単に言えば、実施計画がないと。

公共施設維持管理等計画はありますけれども、実施計画がないから予算計上ができないんですよ。その場にあたって、岩和田保育所は返さなきゃいけないという緊急なものがあつたから組んでいくと。あれが町有地だったら、岩和田の小学校みたいに、御宿高校みたいに、あのままずっとネズミとゴキブリの巣ですよ。はっきり申しまして、そういう各事業に対する年度計画がないから、こういう状態なんです。実施計画すら立てられないんですよ。これが今の現状なんです。町長、その辺でどうですか。公共施設も含めて、事業の年度計画、あるいは最低スパンの総合計画の中の計画はないんですよ。だからこういう形になるんですよ。

○議長（大地達夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘をいただいておりますが、公共施設については、非常に各施設とも老朽化が進みまして、非常に改善すべきと申しますか、対応を立てていかなくちゃいけないと考えております。総合予算の厳しい中、なかなか公共施設の管理計画、かねてご承認いただいておりますが、精査する中で、実施計画とおっしゃっていただきましたが、しっかりと立てながら、積立金等の手当てが可能となるように、努力をさせていただきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

そういう形で、今は公共施設だけを取り上げましたけれども、町全体の施策はそうなんです。この総合計画に基づいてアクションプランをつくっていきながらも、重要なものが全く欠

落していると。

それと、もう一点、全て町長の権限ですけれども、この予算編成もそうです。2月の下旬までやっている。概算でも去年の暮れごろにでき上がっていないと、担当課も大変なんですよけれども、なかなかきれいな予算をするには難しいし、人事権も町長の権限です。今もってこのどん詰まらなきゃ人事ができないと、内示もでない。引っ越しもあるでしょう、引き継ぎもあるでしょう、整理もあるでしょう、打ち合わせもあるでしょう、こういうものが全くできない状態で新年度に入っていくと。

町長、内示ぐらい早く出さないと、あなたの権限ですよ。せめて適当な時期にやってあげないと、職員が大変だと思いますよ。突然の災害とか、そういうのは別としても、それは行政としてあるべき姿じゃ今の姿はないと思いますよ。予算編成につけても、今4月から人事がかかりますけれども、せめてという話です。これは権限は町長にありますから、次に移ります。

13ページの地域スポーツ施設整備助成費と、あとさっき言いましたけれども、20ページの体育施設、要するにテニス場ですね。320万円、いろいろと事情はわかるんですけども、2年おくれの中でああいう形で私も見に行っていますけれども、管理棟の話なんですけれども、はっきり申しまして、一体ででき上がらなかったら、これは意味がないんですよ。意味がないというのは、またおくれていくというのはわかりますよね。家を建てて、トイレがないのと同じ、家を建てて電気がないと、それと同じ状態なんです。使い物にならないということです、はっきり申しまして。

それで、新年度予算にものっていない。どうするんですか。せめてこの補正にでもものっているかなと私は思って見たけれども、ゼロだったです。また組み立てていったら、また1年かかりますよ。何をつくれ、かにをつくれじゃなくて、施設は一体のものです。一体のものができていないなら、それはもうはっきり言ってゼロですよ。

確かに、テニス場は大変すばらしい。すばらしくても使えない。だって何のためにバリアフリーしたんですか。ユニバーサルというのはわかりますけれども、その人たちはトイレは汚いけれども、野ぐそするんですか。トイレに入れないですよ。本当にそこまでバリアフリーをして、そういう人たちに来ていただく、また来るような施設じゃなきゃいけない中で、この補正にものっていない。それは皆さんの意見を聞かなきゃいけないし、意見もいただいているでしょうけれども、なぜ補正を組まなかったんですか。補正を組めるでしょう。4,000万円も公共施設の維持管理費を出している。減額、これは用途が違うのは承知していますよ。

これについて、まず2つ説明していただくのと、なぜ補正を組まなかったのか。どうするん

だと、今から新年度予算も計上されていますよ。6月ですか、6月にやって、こうやっていけば、1年間無駄飯ですよ。どうするんですか。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） テニスコートの改修工事につきましては、今、議員からお話が合ったとおり、全てを一体でやるのが本来の形であるとは思いますが、現時点で管理棟については工事等修繕のほうが進んでいる状況にございません。管理棟につきましては、テニスコートの管理棟として使っていくことと、また地域の施設として使っていくべきかということで、二通りの考え方で当初協議をしておりました。最終的にテニスコートの管理棟として使っていくということに、方針としては方向が決まりました、それに基づいて、今ある施設のどこをどのように直すかということで、今まで障害者対応を含めて議論をしておりました。確かに非常に遅くなってしまっていることは、申しわけございません。

その中で、現在のトイレのほうは、一応手すり等を含めて、全く使えない状況ではないんですが、車椅子等で来場された場合に対応ができない施設となっておりますので、その辺につきまして、既存の建物を改修するのか、新たに多目的トイレをつけるのかということで、経費等、また工期等が大きく変わってきてまいりますので、それについては、もちろんもっと早く協議すべきなんですが、これからその辺につきましては、早急に協議をさせていただいて、方針を決定次第、進めていきたいと考えております。

工事費用の減額につきましては、入札の差金、また附帯工事等が全て確定しまして、その中でコートの工事は3,456万円、附帯工事につきましては581万3,600円で、合計4,037万3,640円の工事費用が確定いたしましたので、当初予算から減額をさせていただいたということになります。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 今のなんですけれども、これは一般財源がどのくらい入っているんですか。

それと、もう一つはサロンという話も聞いておりましたけれども、その決定はもうないというのは大分早く聞きましたよ。いずれにしろ手つかずじゃないですか。わかりますよ、言いたいことは。でも、現状は僕らは現状を見て、現場を見て、ないじゃないですか。

じゃ、どうするんですかといったら、3月補正ですか、これにのっていない。6月ですかといったら、それもまだ検討みたいだし、サロンという話はそういう話は一時あったかもしれないけれども、それは早い時期にもうなくなっております。そういう中で計画さえない。

それと、もう一つは、施設ができていって、例えば完成したとしても、どうやってあれだけ、管理棟が直ったとしたら、この辺にない大変すばらしいテニス場なんですよ。それと、もう一つは大変安い。もう一つは大変利用しやすいというか、予約が取りやすい。このダイレクトメールとか、そういうものの考えが全くないんですよ。年度の赤字はここで言うつもりはありませんけれども、そういう計画もないんですよ。どうやってこの施設を利用してもらおうかというものの計画がない。

それは先ほど申し上げましたように、単年度予算ですから、赤字でも何でもありませんよ。何にも痛くないですよ。それはそこにいる吉野課長のところとも同じですよ。プールも月の沙漠も大赤字でも、あそこへちゃんと座ってられるんですよ。これは行政ですから、ただ民間だったら多分ないと思いますよ。そういう中で、今後管理棟の計画、何をつくれ、かにつくれじゃなくて、改修計画、これを出していただきたいのと、それができるまでに、要するにインフォメーション、各団体等にどうやって使用していただけるのかと。

もう一つは、減免規定とか、そういうのを読んでおりますけれども、御宿中学校、御宿小学校、この人たちについて、減免があるのか。大会とかそういうのは承知していますよ。生徒が利用するとき、一般人と中学生という料金でいくのか、今後御中、御小の子どもに対しては、そういう大会じゃなくて、学校の部活動じゃなくて、減免の措置は考えられないのか、その2点。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） まず、先ほどの一般財源の部分でございますが、コート工事に関しまして、一部t o t oの補助金が交付される予定になっておりまして、それにつきましては、対象外経費等が当時想定していたよりも対象範囲が広くて、予定より減額という形で今回補正をお願いしておりますが、t o t oの補助金を差し引きますと、およそ一般財源が約2,100万円ということになっております。

ただいまの施設の件でございますが、管理棟も本来でしたら全て完了してやるべきところでございますが、管理棟の改修計画については早急に立てて、お示ししたいと思っております。

現時点では、今やっておりますフェンスの工事が終了して、テニスコートの工事が完了いたしましたら、パンフレットを作成しまして、各種団体等には配送する予定でおります。また、小中体連にはテニスコート完了時点で働きかけをいたしまして、30年度の夷隅地区の総合体育大会等の大会会場には使用していただけるということで、4月、5月のころの総合大会、また夏の大会は御宿台テニスコートで開催をする予定となっております。

また、テニスコートの情報、県内等、また全国的に取り上げて、情報提供しているホームページ等がございますので、そちらのほうにも新たに改修後のテニス場の情報を載せていただくように手続を進めておるところです。

減免規定ですが、今現在、中学校の部活動、また夕方の練習で使いたいということで、学校からお話があった場合は、もちろん無料で実施をしていただいております。小学校には、特にテニス部がないので、そういった利用はございません。また、今の時点では通常の個人で個人的に使う場合は、町内料金ということになっておりまして、減免規定というのは設けておりませんが、今後学校の利用状況等をいろいろ踏まえまして、減免等については協議していきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） このテニスの件なんですけれども、テニスクラブの人も学校の部活とは違った形で指導をしても構わないという声を聞いております。ぜひ公民館活動の一環として、町内の初心者の方、あるいは小中、新しくテニスをはじめの方、ぜひ活用してあげていただければと思っています。

最後に1点だけ、岩和田保育所が解体の予算がついております。設計から工事委託、その解体工事、総額で幾らになる。設計費が前の予算でしたから、それは幾らになったのかというのと、これがアスベストが出たのかどうかと、その2点だけ。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 設計業務委託でございますが、199万8,000円でございます。今回の工事費は管理を含めて2,980万8,000円でございます。

アスベストにつきましては、4カ所調査をいたしました。外壁、保育室天井、給食室天井、給食室床でございます。調査しまして、給食室の天井スレート板よりクリソタイルというアスベストの含有がございました。ただ、これは吹きつけではございませんので、労働基準監督署への届け出の必要もなく、処分に際し、分別して処分すればいいということになってございます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第22号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第6、議案第23号 平成30年度御宿町水道事業会計予算を議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長(殿岡 豊君) それでは、議案第23号 平成30年度御宿町水道事業会計予算案について、ご説明申し上げます。

初めに、事業の概要でございますが、予算書1ページをご覧ください。

予算第2条として、業務の予定量を定めております。給水戸数は3,855戸とし、平成29年度末見込みに対し、25戸の増を見込んでおります。年間の総給水量は92万7,600立米を見積もり、有収率を96.0%と設定いたしました。また、南房総広域水道企業団からの受水量につきましては、前年度と同量の36万8,160立米で、総給水量の約4割を占めております。

次に、予算第3条及び第4条にかかわるそれぞれの収支予算について、ご説明させていただきます。

事項別明細書でご説明いたしますので、予算書の8ページをお開きください。

収益的収入ですが、水道事業収益の総額は3億4,216万1,000円で、前年度に比べ540万9,000円の増額となりました。内訳としましては、営業収益が2億4,662万8,000円、町及び県からの高料金対策補助金など、営業外収益が9,553万3,000円です。増額の主な要因は、有収水量の増加や給水戸数の増加を適正に反映させたことによるものです。営業外収益については、資金運用を効果的に行ったことにより、受取利息及び配当金で23万5,000円を増額を見込んでおります。また、長期前受金戻入、いわゆる当年度収益過分につきましては、従来のみなし償却にか

かわるものであり、御宿こども園の開園に伴う水道加入金等の影響を適正に反映させております。

9ページに移りまして、収益的支出ですが、水道事業費用の総額は3億3,713万5,000円となり、前年度に比べ費用全体で737万4,000円の増額となりました。営業費用のうち、浄水場の運転管理、維持修繕、広域水道貯水費等にかかわる原水及び浄水費では、1億4,502万2,000円を計上し、前年度に比べ730万7,000円の減額となりました。減額理由といたしましては、将来の需要に見合う施設改修を念頭に、修繕費や委託料について精査したことによるものです。一方、水道水の安全性をPRし、安心して利用していただくための水道パンフレットの作成を新規に取り組み、平成29年度の作成したペットボトルとあわせ、各種イベントや教育活動を通じて、効果的かつ幅広く活用してまいりたいと考えております。

10ページをお開きください。

配水及び給水費ですが、各配水池の運転管理や本管の維持管理等にかかわるもので3,866万6,000円を計上いたしました。特徴点といたしましては、施設修繕について、将来需要を見据えたコスト削減に取り組む一方、計量法に基づき、8年周期での交換が義務づけられている量水器、いわゆるメーターの対象戸数が前年度に比べて大幅に増加することにより、10節修繕費全体で1,243万3,000円となり、前年度横ばいとなっております。また、12節委託料には、赤水対策事業として行っている排水管洗浄業務が含まれており、平成30年度は塩害腐食の著しい海岸部のほか、御宿中学校周辺の新町区、久保区、御宿町公民館周辺の須賀区などを予定しております。

11ページに移り、総係費ですが、料金システムや検針委託などの管理経費にかかわるもので、前年度とほぼ横ばいの2,031万9,000円の計上です。平成30年度につきましては、水道技術の向上、お客様からの信頼確保のため、職員の研修会参加にかかわる費用を計上しております。

12ページをお開きください。

減価償却費ですが、1億2,960万1,000円を見積もりました。平成28年、29年の債務負担行為を設定し、2カ年で実施してございました浄水場中央監視制御設備更新について、工事完了に伴い、仮勘定から本勘定に移行したことから、1,517万9,000円の増となっております。

営業外費用ですが、消費税及び地方消費税にかかわるものや企業債の利息にかかわる費用で、322万1,000円を計上しました。うち2目消費税及び地方消費税ですが、申告対象年度における仮払消費税が借受消費税を大きく上回っており、精算還付が見込まれることから、科目設定といたしました。



続いて、第4条、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。13ページをご覧ください。

資本的収入ですが、総額388万9,000円の計上、前年度に比べ1億4,956万8,000円の減少です。減額の主な内容は、浄水場中央監視制御設備更新工事が完了し、新たな企業債の借入れが発生しないことによるものです。また、納付金につきましては388万8,000円を計上しており、水道新規加入件数を13ミリで5件、20ミリで20件の計25件分を見込みました。

14ページをご覧ください。

資本的支出でございますが、資本的支出の総額は2,758万2,000円となりました。内訳としては、建設改良費で1,879万円、企業債償還費で879万2,000円です。建設改良費の主な内容ですが、御宿台送水場送水ポンプの更新や第二配水池屋根防水改修のほか、腐食の著しい第一次拡張区域の制水弁を計画的かつ効率的に更新するため、御宿町制水弁更新計画の作成を新規に取り組みます。また、制水弁更新計画の作成にあたっては、老朽化した制水弁だけでなく、周辺の排水管の現状調査もあわせて実施し、効果的な長寿命化や合理的な更新を検討することにより、将来コストの縮減に努めたいと考えております。

最後に、経理関係について、ご説明いたしますので、予算書の19ページをお開きください。

本予算における経営見通しをキャッシュフローにまとめたものです。最初に当年度純利益がございまして、収益的収支にかかわる利益額であり、20万9,000円を見込みました。中段のⅡ. 投資活動によるキャッシュフロー及びⅢ. 財務活動によるキャッシュフローが資本的収支にかかわるもので、浄水場中央監視制御設備更新工事の完了に伴い、企業債収入がなくなったことから、固定資産の取得による支出と企業債償還による支出のみとなり、約2,260万円の減となっております。この結果、資金の期末残高は期首に対し約5,440万7,000円増の6億7,779万6,000円を見込んでおります。

次に、20ページをお開きください。

平成29年度における予定損益計算になります。下段になりますが、平成29年度における収益的収支については、16万円の純利益が発生するものと見込んでおります。

なお、今後の経営見通し及び課題等につきましては、予算概要の1ページに、主要事業につきましては4ページ、5ページにまとめてございますので、ご参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

水道会計当初予算ということですが、10ページでなります。修繕費、配水及び給水費、修繕費、鉛管取りかえ、漏水修理等ということで1,243万3,000円という予算計画でございますが、内容について、いま一度詳細な内容を報告いただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、修繕費、配水及び給水費1,243万3,000円の内訳、詳細でございますが、まずは予算書に記載しましたとおり、鉛管交換の取りかえ経費、また漏水修理等にかかわる経費のほか、量水器（メーター）の修繕についてもこちらに含まれております。

具体的な内訳で申し上げますと、量水器（メーター）が約400万円、具体的に申し上げますと、404万9,000円、鉛管交換修理が540万円、漏水工事で108万円、その他緊急対応等の修繕費としまして190万4,000円を見込んでおります。

今回1,243万3,000円と非常に多額な修繕費が計上してございますが、主な要因といたしましては、量水器（メーター）、いわゆる各家庭で検針する際のメーターでございますが、8年に一度交換することとなっております、たまたま今回30年度につきましては、8年で交換する戸数が非常に多くなったことが挙げられます。

具体的に申し上げますと、戸数としては平成30年度、交換戸数1,231戸を見込んでおりました、参考までに29年度の交換戸数については、290戸程度の交換を実施しております。その関係で非常に多く膨らんでいることから、量水器（メーター）にかかわる修繕料が多く膨らんだという理由になっております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。

次に、14ページであります、これは資本的支出の中の配水及び給水費の委託料502万2,000円、御宿町制水弁更新計画となっております。

それで、3条予算、4条予算とあるということで理解をしておりますが、概要のほうの4ページ、5ページ、こちらに平成30年度主要事業というふうに書かれております。それで、我々はこの物の見方というのはなかなかないもので、こちらに一括して書かれてあったほうがわかりやすいので、こちらで質問をさせていただきたいと思っております。

この中で幾つかあるわけですが、1つは4ページのほうの中段にポリタンク購入費というのがあります。応急給水資機材として、ポリタンクの拡充というふうになってございますが、これは地震、災害等における対応だろうなというふうに思うわけでありまして、これは新規なのか、また継続なのか、どのように使われるのか、またこれで購入すると幾つになるのかということについて、承りたいと思います。

それから、次に5ページのほうであります、制水弁更新工事とその次の段に給水施設の計画的管理という項目がございます。32号橋水管と読むんでしょうか、計画的管理ということでありますが、これはどちらになるのか、場所、工事内容について承りたいと思います。

それから、3のお客さまからの信頼の確保という中で、水道パンフレットの作成委託と、先ほど提案のときにも説明もありましたが、具体的にもう少し細かい内容について承りたいと思います。

それから、その中で、このペットボトル、たしか今年度、御宿町のダムの水を使って、ペットボトルを作成したというふうに伺っております。この作成本数とこれまでどの程度使われたのかと、主な使い道と申しましょうか、それからこれは今後どうするのかと、どのように活用するのかということをおわせて承りたいと思います。

以上です。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、ただいまご質問いただきました内容につきまして、予算概要にまとめてある主要事業の掲載順に従いまして、お答えをさせていただきます。

まず、予算概要4ページの中段でございますポリタンク購入費でございますが、具体的には8万8,000円を計上しまして、新規と申しましょうか、いわゆる新しい取り組みとして今回50個購入を予定しております。

今まで全くなかったわけではございませんが、従来まで買ってストックしてあるポリタンクが150個ございます。そこに新規に50個追加購入をして、合わせて200個の体制をとりたいと考えております。ポリタンクのサイズにつきましては、よく灯油等を入れる18リットルから20リットル程度のいわゆる手で掲げるタイプのポリタンクを想定しております。ただいま議員おっしゃったように、何か緊急災害時のときの対応にも活用をしたいと考えますし、基本的には今水道工事をやる際に、給水停止をできるだけかけずに、断水をせずに工事をやるように努めておりますが、どうしても断水せざるを得ないような場合に、利用者の方にご不便を可能な限りおかけしないよう、ポリタンク等を活用しながら、水の配水等にも活用をしてみたいと

考えております。

また、予算概要5ページ、制水弁更新計画でございますが、制水弁につきましては、町全域に水道管が布設してございますが、工事をやる際に、どうしても水をとめないといけませんので、町内の各所に本管でバルブを入れて、水をとめるための制水弁が設置してございます。

具体的には、町内に1,109カ所制水弁がございまして、かなり多い状況です。概略で申し上げますと、町中でおおむね500個、それから布施・実谷地域のような山間部のところで、おおむね600個程度の制水弁がございます。どうしても各家々等の距離が長くなりますと、制水弁の数も多くなりますので、山間部のほうが少し設置個数が多いような状況です。

また、海岸部につきましては、水道が給水を開始してから大分年数がたっておりますので、工事をやる際に制水弁が閉まらないというような不具合が発生し、非常に漏水等、緊急対応のときに困った経験がございます。そういうことから今回は制水弁をきっちりとチェックを、海岸部を中心に制水弁の状態のチェックをし、また今後の水需要予測を踏まえた中で、制水弁の今現在1,100個ございますが、できる限り数を減らした中で、合理的な制水弁の配置をあわせて検討することによって、今後計画的に制水弁の更新に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、制水弁を1カ所直す際に50万円程度かかりますので、1,100個あるうち、仮に10個、制水弁の数を減らしてだけでも、今回の更新計画で500万円かけてもペイができるというような考え方から、今回500万円予算に計上させていただきまして、町全域を調査した中で、将来の需要に合わせた施設の整備計画を立ててまいりたいと考えております。

また、その次に、給水施設の計画的管理ということで、32号橋の水管橋外面防食塗装ということで、具体的な場所ということでございますが、国道沿いの商工会のほうから六軒町地先のほうに入ったところ、ちょうど裾無川が流れているところに水道の水管橋がございます。こちらについては、塗装が剥がれ落ちてきて、腐食の原因になることから、以前産業建設委員会のほうからご助言いただいて作成した機能更新計画に基づきまして、計画的に32号橋の外面防食塗装の実施をしたいと考えております。

続いて、水道パンフレットの作成委託54万円でございますが、こちらについては、新たな取り組みとして実施をしてみたいと考えております。

具体的には、御宿町内の小学校4年生が毎年水ができるまでの工程ということで、学校のほうから浄水場のほうに見学に来ていただいて、自分たちが日ごろ飲んだり使ったりしている水のできるまでの工程を毎年どの学年のお子さん也非常に関心を持って学習をしていただいております。

ります。

そういうことをヒントに、より町内の方が利用していただくに当たって、どんなふうに水ができているのか、ダムから浄水場に来て、浄水場から各家庭に配水されるまでの間、どんなチェックをして、どんな体制で水がつけられているのか、そうしたものをパンフレットのような形に具体的にまとめて、また漏水等の点検もどのように行われているのか、そうしたことも附記した中で、町民の方により安心してご利用いただく、また子どもたちの教育材料としても活用していただきたく、作成をしたいと考えております。

また、ペットボトルの製造でございますが、昨年度ご承認をいただきまして、2万本の製作をいたしました。これまでの配布本数としては、そのうちの約4分の1、5,000本程度が配布したところで、今約1万5,000本程度が残っております。

これまで各会議や各町内の集会所、また台風等の避難所等へ水を持ち込みしたり、また学校行事等でも活用していただいたことがございます。今後はせつかくつくったものですから、より広く御宿の水の安全性をPRするためにも、各行政区やいろいろな会議、会合等で活用していただき、また防災訓練や台風等の避難された方への飲料水等にも活用していただければと考えております。

以上です。終わります。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。

逆になりますけれども、今般の水道事業会計、この概要版の1ページには、水道事業の現況と課題ということが語られております。補正のほうのときでも、担当者から答弁もありましたが、たしか水道事業会計は最終補正が打てなくなったという事態が発生したというふうに理解をしております。その中で、ここにも書かれておりますけれども、施設更新計画、そして水道総合対策事業ときめ細かな対策をとっていただいておりますというふうに思います。

そして、また例えば当初予算前の新年度に対する基本的な考え方の説明、また年度当初は予算確定後にどのように進めるかという改めて説明、そして中途、そしてまた最終的には年度の最終状況と新年度に向けての考え方ということで、非常に丁寧な事業運営をしているというふうに思いますね。

ここにも書かれておりますけれども、平成25年度から連続して黒字に転じておると、平成29年度末においても引き続き黒字が見込まれているということで、先ほど最終補正もあったわけ

でありますけれども、そういう経過をたどっております。

先ほど一般会計最終補正の中で、いわゆる財政規範にのっとりた財政運用をすべきではないかと、一言で言うとそういう質疑であったというふうに思うんですね。

今この水道事業におかれましては、5ページに水道パンフレットの作成委託ということで、小学校4年生を主に対象として、この係る水道事業全般にわたって、小学生にもわかる事業内容、それから安心、安全な水道について、理解をいただく、求めるという内容のパンフレットを作成しているというふうに思うんですけれども、私はこれはぜひとも一般会計の課長の皆さんにも読んでいただきたいと思うんですね。町としても、きちんとやるべきじゃありませんか。結果が出ているじゃありませんか。どこが違うんですか。

前日も決算のときに同じような質問をいたしましたけれども、水道事業というのは、一般会計で見ると貸借対照表ということで、非常に厳密な会計の報告を求められております。そして、また50年、100年単位の永続的な、安定的な運営、これも水道法によって求められていると思うんですね。

たしか去年の2月ぐらいだったか、一般紙に大きく報道されていましたがけれども、全国で水道事業会計が成り立たなくなっていると、要するに会計として破綻に瀕しているというような報道があったと言いますね。御宿町は全く別じゃありませんか。これは公務員の皆さんがやっているんですよ。民間じゃありませんよ。夜間とか、若干の管理委託はかけていますけれども、これは全然わからないんですよ。同じ、この役場の中の、非常に厳密さが求められるんですね、水道事業というのは。

かつては水道委員会もありまして、そうした中でさらに細かな調整といいたいまいしょうか、調査と申しまししょうか、そういうことも行われておったというふうに伺っております。どうしてこういう仕事の差ができるんでしょうか、答弁いただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 水道事業については、ご指摘いただきましたとおり、しっかりとやっ  
ていただいているなと私も思っております。一般会計等につきまして、いろいろご指摘を  
いただいておりますが、改善すべき点、反省すべき点はあると思いますが、ご指摘を充分に取り  
入れさせていただきます、努力をしていきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第23号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

○議長(大地達夫君) 挙手多数です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第7、議案第24号 平成30年度御宿町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長(埋田禎久君) 議案第24号 平成30年度御宿町国民健康保険特別会計予算案について、ご説明いたします。

初めに、予算概要の1ページをご覧ください。

予算編成の背景と基本的な考え方でございますが、国民健康保険が抱えている問題や制度改正について、記載いたしました。制度改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等に中心的な役割を担うこととされました。

一方で、市町村は地域住民との身近な関係の中、資格管理、保険給付の決定、保険税の賦課徴収、保険事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。この制度改正に伴い、財政運営の仕組みも大きく変化し、平成30年度からは都道府県にも国民健康保険特別会計が設置され、国庫支出金等の公費や前期高齢者交付金等を県の特別会計で受け入れ、市町村が支出した医療費については、全額県が市町村に保険給付費等交付金として交付すること

となりました。一方、市町村の会計においては、これまでと同様に被保険者から国民健康保険税を徴収し、それを財源として県に国民健康保険事業費納付金を納付する仕組みになりました。

このような背景の中での平成30年度予算編成ですが、歳出では保険給付費と国民健康保険事業費納付金を柱として必要額を見込み、それに充てる財源として、国民健康保険税や保険給付費等交付金等の歳入を見込みました。

次に、予算の比較についてご説明しますので、9ページをお開きください。

平成30年度の列で網かけになっている箇所は制度改正に伴い、町の会計から排除された科目です。30年度以降は歳入の国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金は県の会計で受け入れすることとなり、歳出の後期高齢者支援金と前期高齢者納付金と介護納付金は県の会計からの支出となります。また、広域化に伴い、県内で医療費平準化のため実施していた共同事業が廃止されることから、歳入の共同事業交付金は廃款となり、歳出の共同事業拠出金は退職被保険者の適用適正化のための共同事業拠出金の1,000円のみ計上となっています。また、歳出の国民健康保険事業費納付金につきましては、制度改正に伴い新設された予算科目で、県会計において保険給付費等交付金の財源となる市町村からの納付金です。

次に、11ページをお開きください。

国保加入者の推移をご覧ください。

町全体の世帯数はここ数年は横ばいで推移していますが、人口は減少傾向となっております。国保加入者では世帯数、加入者数ともに減少傾向にあります。平成29年度の国保加入世帯は1,692世帯、加入者数は2,730人で、全住民から見た加入率は世帯では46.1%、人数では35.9%となっております。

12ページは医療費の推移です。

全体の医療費は平成28年度までは増加傾向でしたが、29年度は加入者数減の影響もあり、減少しております。しかしながら、1人当たり医療費で見ますと、年々増加している状況です。下段に年齢別医療費給付状況のグラフを掲載してございますが、高齢層の方の1人当たりに係る医療費が高いことがわかります。

13ページ上段は出生と死亡の推移でございます。下段の各種拠出金等の推移をご覧ください。

介護納付金及び後期高齢者支援金につきましては、介護保険制度、後期高齢者医療制度の給付費の伸びに伴い、拠出額も増加傾向でしたが、国保の加入者数の減少の影響により、ここ数年は減少傾向にあります。前期高齢者納付金につきましては、係数の変更により、29年度は増加しています。



なお、老人保健拠出金については、制度廃止後の経過措置が29年度末で終了するため、30年度からの支出はなくなります。また、それ以外の納付金等は広域化に伴い、30年度以降は県の会計から支出することとなります。

14ページから15ページは税率、課税状況の推移となっております。

14ページの税率等の推移は過去5年間の推移ですが、平成26年度から28年度に法改正に伴い、賦課限度額の引き上げを行っております。また、算定方式につきまして、27年度までは4方式の課税でしたが、平成28年度は医療給付費分の資産割を引き下げるとともに、介護納付金分及び後期高齢者支援金分については、所得割、均等割、平等割の3方式とし、29年度には医療給付費分の資産割も廃止し、全て3方式といたしました。

次に、15ページの課税状況推移ですが、加入者数の減少や算定方式の変更等の影響により、調定額では全体的に減少傾向で推移しています。

続きまして、当初予算の内容につきましてご説明いたします。予算書の1ページをご覧ください。

今回の予算編成につきましては、過去の傾向や県から示された国保事業納付金の算定結果から、必要とされる歳出とそれに充てる財源として、歳入を見込みました。予算総額は歳入歳出ともに、11億2,550万1,000円で、29年度当初と比較しまして21.7%、3億1,145万6,000円の減となっております。減額の主な理由は制度改正に伴い、会計の構造が変更となったことによるものでございます。

7ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入からご説明いたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は2億790万8,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税は258万円、保険税の現年度課税分と滞納繰り越し分の明細は説明欄のとおりでございます。国保税につきましては、歳出の国民健康保険事業納付金から一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金等を除いた額が全体の必要額となりますので、それをもとに現在の加入状況により、科目ごとの予算額を算出しております。

8ページをご覧ください。

国民健康保険税全体の本年度予算額は2億1,048万8,000円で、前年度と比較し3,634万8,000円の減となっております。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、保険税督促手数料として、昨年と同額の17万円です。

3 款県支出金、1 項県補助金、本年度予算額 8 億 3,838 万 2,000 円は、前年度と比較して 7 億 8,395 万 1,000 円の増です。

1 目保険給付費等交付金は制度改正に伴い、新規に設置した科目ですが、市町村の医療費に対し、交付される普通交付金と保険者努力支援制度等の特別交付金の合算となっております。

県財政調整交付金と次の 2 項県負担金につきましては、制度改正に伴い排除となりました。

9 ページに移りまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、本年度予算額 7,549 万 8,000 円は前年度と比較し、2,808 万 8,000 円の減です。

1 目一般会計繰入金は一般会計からの法定の繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分は一般被保険者の保険税軽減分に対する繰入金、保険者支援分は軽減世帯の割合から算出するものです。職員給与費と繰入金は国保事務職員の人件費や事務費等に係る繰入金です。

次の出産育児一時金、繰入金は出産育児一時金の 3 分の 2 を繰り入れることとなっております。財政安定化支援事業繰入金は、年齢構成差等による影響を緩和するための繰入金です。加入者数減少の影響により、総額では前年度と比較して減額となっております。

4 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金ですが、科目設定として 1,000 円計上しております。

5 款繰越金、1 項繰越金、本年度予算額 1,000 円は、前年度と比較し 4,888 万 3,000 円の減です。

1 目繰越金は制度改正に伴い、会計の仕組みが変更となったため、科目設定の 1,000 円を計上しています。

10 ページをお開きください。

6 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金 5 万 1,000 円は、保険税の納入遅延に対する延滞金です。

同じく 6 款 2 項雑入、本年度予算額 91 万円は、前年度と比較し 6,000 円の増です。1 目から 4 目は第三者行為の納付金及び医療費返納金です。5 目から 7 目は過年度に交付を受けた療養給付費等負担金等の精算に伴う追加交付が発生した場合の科目設定です。8 目雑入は特定健康診査徴収金でございます。

11 ページから 12 ページは制度改正に伴い、廃款となった科目です。

13 ページからは歳出となります。

1 款総務費、1 項総務管理費、14 ページ上段が合計ですが、本年度予算額 1,564 万 2,000 円、

前年度と比較し734万円の減です。一般管理費は国保事務職員1名とレセプト点検臨時職員1名の人件費及び国保事務に係る経費でございます。連合会負担金は千葉県国民健康保険団体連合会に加入する保険者が加入者数等に応じて負担する負担金となります。前年度は広域化に伴う電算システムの改修があったため、増額となったものです。

1款総務費、2項徴収費、本年度予算額81万円、前年度と比較し1,000円の減です。国保税の負荷及び徴収事務費で納付書等作成費及び納付に係る郵便料等です。

3項運営協議会費は国保運営協議会委員の報酬です。年4回の会議を予定しております。

15ページにかけまして、2款保険給付費、1項療養諸費、本年度予算額7億2,281万5,000円、前年度と比較し5,837万2,000円の減です。1目から4目の療養給付費及び療養費は29年度決算見込み額と伸び率等から算定いたしました。県の算出した保険給付費等交付金見込みも参考といたしました。5目審査支払手数料は国保連合会に委託する医療費の審査手数料でございます。

2款保険給付費、2項高額療養費、本年度予算額1億52万7,000円、前年度と比較し1,489万7,000円の減です。1目から4目の高額療養費と高額介護合算療養費は療養諸費と同様に、29年度決算見込み額、伸び率等から算定いたしました。

16ページに移りまして、3款移送費、1目一般被保険者移送費と2目退職被保険者等移送費は昨年と同額の科目設定です。

2款保険給付費、4項出産育児諸費、本年度予算額336万2,000円は前年度と比較して、126万円の増です。同じく保険給付費、5項葬祭諸費、本年度予算額100万円、前年度と同額です。

17ページにかけまして、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、本年度予算額1億7,291万4,000円です。制度改正に伴い、新設となった予算科目で、県に対しての医療給付費分の納付金です。県全体の保険給付費から公費等を除いた納付金算定基礎額を各市町村の医療費水準や所得、被保険者数に応じて配分し、額を算定しています。

同じく3款2項後期高齢者支援金等分、本年度予算額7,268万4,000円です。内容は医療給付費分と同じでございます。

次に、3款3項介護納付金分、本年度予算額2,100万9,000円です。内容につきましては、医療給付費分と同様でございます。

18ページをお開きください。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、本年度予算額1,000円は、前年度と比較し2億9,113万5,000円の減です。広域化に伴い、高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金は廃止され、退職被保険者の適用適正化のための年金受給権者リストの作成に係る

拠出金のみの科目となっています。

5 款保険事業費、1 項保険事業費、短期人間ドック助成に係る費用ですが、本年度予算額 231 万円、前年度と比較して 12 万円の減です。同じく 5 款 2 項特定健康診査等事業費、本年度予算額 927 万 6,000 円、前年度と比較し 29 万 9,000 円の減です。特定健康診査及び特定保健指導に係る事務費及び検査機関への委託料です。

19 ページをご覧ください。

6 款基金積立金、1 項基金積立金は昨年度同様に科目設定の 1,000 円です。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、本年度予算額 107 万 4,000 円、前年度と比較し 1 万 1,000 円の増です。

1 目及び 2 目の保険税還付金につきましては、遡及資格喪失等による過年度の保険税還付金及び還付加算金でございます。3 目以降は療養給付費負担金等の過年度交付分の返還が生じた際の償還金で、それぞれ 1,000 円の科目設定としています。

20 ページをお開きください。

8 款予備費、1 項予備費は前年度と同額の 200 万円です。

次の後期高齢者支援金等から公債費までは制度改正等に伴い、廃款となった科目です。

以上で説明を終わりますが、本予算につきましては、2 月 22 日開催の第 4 回国保運営協議会において、ご承認をいただいておりますことを申し添えます。

よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10 番、石井芳清君。

○10 番（石井芳清君） 10 番、石井です。

国保会計、新しい制度のもとの最初の会計だということですが、14 ページ、税率等の推移ということで、平成 25 年度から 29 年度まで載っておるわけですが、改めて伺いたしますが、御宿町はいつ税率確定をするのか。

それから、今般の改正にあたって、県から保険料の試算が出されておったかと思います。それに基づくと、県内の順位、現在と県の試算による順位というのはどの程度になっているのか、それは町としてどのように考えているのかということについて、承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 税率につきましては、住民税の申告が確定した段階で、6 月議会に提案させていただきたいと考えております。

この前新聞報道もされましたが、県におきまして確定係数での算定を行い、1月に国保事業費納付金が最終確定となりました。この算定結果につきましては、市町村別に見ますと、県内54団体中26団体で増加、28団体で減少という結果であり、御宿町は減少の団体に入っております。具体的には1人当たり保険税が平成28年度では9万2,520円のところ、平成30年度は8万5,173円となり、7,347円減少する結果となりました。これは県の示しました標準保険料率で計算したものでございますが、住民税が確定した段階で税率を決めるんですが、基本的には標準保険料率を参考に税率を決めていきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解しました。

次に移ります。

歳入に戻りますが、7ページ、一般被保険者国民健康保険税、退職者等ありますが、この中でいわゆる滞納繰越分ということで載ってございます。お尋ねしたいのは、いわゆる決算ベースだと平成28年、収納率が幾つだったのか。

それと同時に、後期のほうもまだ計画段階でありますけれども、その収納率とか、それから健康増進事業の進捗率等で、国からの補助事業の割当額を変えとかというような、ちょっとわかりづらいんですけども、そういうことも国は考えておるようでございます。また、今般の中で、いわゆる新法律の中で、一番聞きたいのは必要な医療がきちんと受けられるようにしてほしいという1点なんですけど、保険証の運用ですね。

それから、先ほど水道会計の話がありましたけれども、この間の水道会計の報告の中でも、例えば毎朝時の水道水量の検査、異常があった場合は即刻対応を図ると。それから、もう一つは水道料の遅滞、こういうものがあつた場合はすぐ住民に問い合わせをすると、その状況を見ながら適切に対応を図っていくということも含めて、トータルとして維持管理がなされていると、この間報告も受けているわけではありますが、そうしたことも含めて、多分使用率もそんなに高くないと思うんですね。

そういうことも含めまして、顔の見える、本当に丁寧な事務をとっていただきたいということが質問の趣旨なんですけど、それを踏まえまして、数値等幾つになっているのか、また新しい制度になってどのように運用されるのか、町の仕事の責任の範囲を含めまして、答弁を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 初めに、議員がおっしゃいました後期高齢者医療保険にもございます保険者努力支援制度についてご説明させていただきますと、我々保険者が医療費の適正化に向けた取り組み等に対して、国から交付金をいただけるということでございますが、ポイント制でございまして、ポイントに応じ市町村に配分されるものでございます。

そのポイントの指標でございますが、1つには特定健診、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率、あるいは先ほど議員がおっしゃいました保険税の収納率など、全部で12項目にわたっております。30年度につきましては、県支出金の中の保険給付費等交付金、またその中の特別交付金として予算化しておりますが、297万8,000円を予算として組んでおります。県内54団体を見ますと、ポイントでは真ん中より少し下ということでございますが、今後もいろいろ努力してまいりたいと考えております。

医療が受けられるのかという保険証の関係でございますが、2月末現在におきましては、資格証明書を43世帯、短期保険者証を80世帯に交付しております。資格証明書につきましては、事業の休廃止や病気など、保険税を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険税を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものでございます。

このことから、町では国保税の未納がある場合、まずは3カ月の短期保険者証を交付し、納税相談の機会を設けておりますが、分割納付制約に応じない方や分割納付制約をしたにもかかわらず、その履行が全くない方に資格証明書を交付しているところでございます。

なお、この間におきましても、文書や電話、臨戸催告、臨戸訪問などを行い、できるだけ相談機会を設け、状況把握に努めておりますことを申し添えます。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 先ほど顔の見えるということでございますと、今、保健福祉課長からお話がありましたように、私たちの対応といたしましては、まず面談して状況を調べる。今年につきましては、なおかつ言葉だけというのではなくて、調査もさせていただいているような状況です。預金とか、そういったものを調査させていただいた上で、調査した結果、なければ執行停止だとか、そういったことで事務処理のほうを粛々と進めているところでございます。

できる限りその方たちの生活状況を把握ということには充分努めているつもりではございますが、できる限り議員がおっしゃるとおり、そういったことに努めて、収入のほうの確保に努めていきたいというふうに考えています。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

国・県はその数値を使って、簡単に言うと、どんどん収納率を上げろという単純なお話をしてくるんだろうなと思うんですが、今顔の見えるという中でありますけれども、結果ではなくて、先ほど申し上げましたけれども、ちょっと納める時期がおくれたという信号をどうやって敏感にキャッチをして、適切に生活指導を含めまして行うかということ、滞納分だけで現状の部分だけで、事務がそれだけでも手いっぱいということもあろうかと思えますけれども、未然の防止でそういう方を今後つukらないということが私は一番大事だろうなと思うんですね。それがワンストップだろうと思うんですね。そういうこともありますし、県からもそういう指導もあろうかと思えますけれども、小さな町です。皆さん本当によくわかっていらっしゃるというふうに思いますので、丁寧な事務をとっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

支出なんですけど、1点だけでありますけれども、16ページ、保険給付費の中の出産育児一時金ということで、これは336万円ということで予算額を計上されておりますが、この事務内容について、説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 出産育児一時金につきましては、当初予算額におきましては、1人当たり42万円で、8件の件数を見込んでいるところでございます。基本的には医療機関で出産した場合、うちのほうで医療機関のほうにお支払いするということになってございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

これは数字なんですけれども、前年度が210万円で本年度は336万円ということで、125万8,000円の昨年度と比しての予算額になっているわけでありまして、これはいわゆる出生率が上がってくると、この間の努力が出てきているということによろしいんでしょうか。引き続きこれは上がっていくということなんですか。それについてはどのように推測されているか。これはいわゆる母子健康手帳というんですか、そういうものを交付されるということで、事前に一定の数値というのは把握されているというふうにも伺っておりますけれども、そこについての見解を賜りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） この件につきましては、今、議員がおっしゃったように、予算をつくる段階で、手帳を申請された方を基準に予算をしております。ですので、来年度は今の

ところ多くなる予定でございます。我々子育て支援を一生懸命やっておりますが、今後も増え続けるのかということについては、増えてくれればよいなと思って、いろいろな子育て事業を進めているところでございます。

○議長（大地達夫君） 暑くなってきましたので、上着を脱いで結構です。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

発行しているということで、予測値ということなんでしょうけれども、増えている要因は、それではどんなふうに理解しているんでしょうか。あるんでしょうか、ないんでしょうか。将来的なことは今わかりましたけれども、今年の予算というか、いわゆる申請数だと思うんですけども。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 特に要因というのはございません。今後も出生率が上がるように努力していきたいと思っておりますが、今回増える理由がそういったことも関係しているとは思いますが、たまたまちょっと多いということでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

これは今担当なんですけれども、全体的ないわゆる地方創生絡みで子どもたちの出生率を含めたものの推計をとりましたよね、どこかの課で。それに基づいて施策を打っているわけなんですけれども、そこの関連というのはないんですか、それを最後に答弁を求めます。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 子どもの出生の関係でございますが、私どもの町ですと、年間30人ですとか、10人ですとか、毎年、毎年、グラフをこの間お見せしたとおり、こういうような状況になっておりますので、こういう言い方が適切かどうかわかりませんが、たまたま母子手帳の発行数が多かったということで、理解をしているところでございます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第24号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

（午後 2時56分）

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第8、議案第25号 平成30年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第25号 平成30年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算案について、ご説明いたします。

初めに、予算概要の1ページをお願いします。

上段の予算構成にあたりでは、医療制度の仕組みについて記載しています。県内の市町村で設立した千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、運営を行います。平成20年4月より制度が開始され、平成29年度末で10年を経過いたします。市町村での取り扱いは保険料徴収と窓口業務となります。

下段から2ページにかけまして、予算概要について記載いたしました。

2ページの歳入の後期高齢者医療保険料につきましては、前年度比6.4%増の1億1,539万5,000円が平成30年度の保険料賦課見込み額として、後期高齢者医療広域連合より示されております。平成30年度は保険料率の改正がありますので、増額となっております。歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金の後期高齢者医療保険料と保険基盤安定拠出金が増額とな

っております。

3 ページでは、制度について記載しています。

1 つ目の保険料軽減措置見直しについては、2 割軽減と 5 割軽減の対象者を拡大します。また、会社の健康保険や共済組合など、被用者保険の被扶養者であった方の均等割の軽減について、現行 7 割軽減を 5 割軽減とし、基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下の方の所得割額の軽減について、現行 2 割軽減を軽減なしといたします。

2 つ目の保険料率については、2 年ごとに保険料率の見直しがあり、平成 30 年度は改正の年となります。均等割額が 600 円増の 4 万 1,000 円、所得割額が 0.04 ポイント減の 7.89%、賦課限度額が 5 万円増の 62 万円となります。

4 ページをお開きください。

前年度との予算の比較表となります。平成 30 年度予算は 1 億 5,074 万 9,000 円となりました。歳入では保険料と国庫支出金、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金が対前年度と比較し、増額となっております。

5 ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険加入者推移となります。加入者数については微増となっております。

続きまして、予算の内容についてご説明いたします。

予算書の 1 ページをご覧ください。

第 1 条ですが、平成 30 年度予算の規模を歳入歳出総額 1 億 5,074 万 9,000 円と定めるものでございます。前年度当初予算に比べまして 904 万 9,000 円の増額、割合にいたしまして 6.4% の増となりました。

6 ページをご覧ください。

事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療保険料、本年度予算額 1 億 1,539 万 5,000 円、前年度と比較し、693 万 3,000 円の増です。平成 30 年度は保険料率の見直しがありますので、増額となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、2 目保険料督促手数料は前年度実績を参考に 9,000 円といたしました。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の 202 万 5,000 円は、平成 31 年度の保険料軽減特例の見直し対応に係るシステム改修費用に対する補助金です。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金の 40 万 4,000 円は、保険料の徴収費な

どの事務費に対する一般会計からの繰入金です。

2目保険基盤安定繰入金の3,240万3,000円は、県分4分の3と町分4分の1を合わせたものです。

5款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金の1,000円は科目設定です。

7ページをご覧ください。

6款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金の1,000円は科目設定です。

2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金の50万円、2目還付加算金の1万円は保険料還付金等を支出した場合、広域連合に請求するものです。

3款雑入、2目雑入の1,000円は科目設定です。

8ページをお願いします。

歳出について説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額11万6,000円は、平成29年12月から保険料管理システム保守業務について、町の基幹系システムと一括契約していることから減額となっております。

2項徴収費、1目徴収費、本年度予算額231万3,000円は、保険料の徴収に係る事務費のほか、委託料として、平成31年度の保険料軽減特例の見直し対応に係るシステム改修費用202万5,000円を計上しました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億4,780万円は前年度と比較し740万5,000円の増です。保険料が保険料率の改正により増となるほか、保険基盤安定拠出金が均等割額の2割、5割軽減対象者の拡大により増となることによるものでございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度予算額50万円、2目還付加算金1万円は、賦課更正による過年度分保険料の歳出還付に対応するものです。

9ページに移りまして、2項諸支出金、2目一般会計繰出金の1万円は過年度督促手数料でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

後期高齢者医療保険ということでありまして、6ページ、歳入ということで、後期高齢者医

療保険料ということではありますが、ただいま説明にありましたし、概要のほうでは3ページのほうになるかと思えますけれども、いわゆる制度ということで、保険料軽減し、見直しについてということで、一番下のほうに29年度の増減比較ということで、新年度は600円増ということではありますが、いわゆる今般の後期高齢者の保険料につきましては、皆増ではないと思うんですね。所属階層によって増減があったというふうに伺っております。その内容等について、説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 保険料率には、被保険者一人一人に等しく賦課される均等割額と被保険者の年間の所得額に応じて決められる所得割額があります。均等割額は現行では4万400円ですが、改正後は600円増えて4万1,000円となります。また、所得割額は現行では7.93%ですが、改正後は0.04ポイント減の7.89%となります。これにより、被保険者の年間平均保険料は現行では1人当たり7万1,719円ですが、改正後は878円、1.22%増の7万2,597円となる見込みです。しかし、今、議員がおっしゃいましたように、均等割が増えて所得割が減ることから、階層ごとに上がり下がりがあるようでございます。

新しい保険料率の全国的な動向は、厚生労働省から3月下旬ごろに正式に発表される予定であるため、現在ではわかりませんが、平成28、29年度の順位として、均等割額は上から42位、所得割率は41位でしたので、今回も全国的には低い料率であると見込んでいます。

なお、新しい保険料率は2月14日に開催されました千葉県後期高齢者医療広域連合議会において検討し、決定したものでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

連合のほうで丁寧な説明が被保険者に対してあるというふうに理解をしております。また、御宿町も窓口、それから普通納税対応だったというふうに理解しておりますので、そうした制度周知、また質問を含めまして、丁寧な対応を求めたいというふうに思います。

もう一点、これは3の歳出、2款の後期高齢者医療広域連合納付金ということの中なのでありますけれども、いわゆる会計上では出てこないの、なかなかわかりづらいんですけれども、いわゆる連合が行う健康増進事業、これも連合が行うものと各市町村が手上げ方式で行うという大きく2つあるそうであります。例えば、口腔検診については、多分全体的に今般行われたんだというふうに理解をしております。

そこで、はり・きゅう・マッサージなんですけれども、こうした健康増進事業については国が100%基本的に持つということで、保険料等には影響がないと、若干市町村においては地元の、地元の医療機関等の事務経費が当然若干発生するというふうに思うわけでありましてけれども、こうしたものを私は大変有効な措置ではないかなというふうに思うわけでありまして。ぜひこれは研究していただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 千葉県後期高齢者広域連合が行う保健事業には、健康診査事業、国民健康保険で言えば特定健康診査でございますが、それと歯科健康診査事業と長寿・健康増進事業の3つがございます。

長寿・健康増進事業とは、長年社会に貢献されてきた高齢者の健康づくりのため、広域連合や市町村が積極的に取り組む事業に対し、国が特別調整交付金による財政支援を行っているものです。

長寿・健康増進事業の主なものは、御宿町も行っている人間ドック助成のほか、はり・きゅう等助成があります。平成28年度においては、人間ドックは54市町村中47団体が実施しており、はり・きゅう等助成は30団体が実施している状況です。近隣では勝浦市が実施しております。今後は勝浦市やほかの団体の状況を聞いて、調査、研究をしていきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第25号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決しました。

## ◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第9、議案第26号 平成30年度御宿町介護保険特別予算を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第26号 平成30年度御宿町介護保険特別予算案について、ご説明いたします。

介護保険制度も18年が経過いたしまして、平成30年度は第7期介護保険事業計画の初年度となります。本計画は保険給付費が歳出予算の93%程度を占めており、予算編成におきましては、介護サービスの利用頻度や高齢者人口の伸び等を勘案しながら、第7期介護保険事業計画で推計しました要介護認定者数やサービス料を踏まえ、保険給付費を見込みました。

次に、予算案の具体的な内容についてご説明いたします。

予算書1ページをご覧ください。

予算書の第1条ですが、平成30年度の御宿町介護保険特別会計予算の規模を歳入歳出総額10億7,562万1,000円と定めるものでございます。前年度当初予算に比べまして880万3,000円の減額、割合にいたしまして0.8%の減となりました。

続いて、予算概要の2ページをご覧ください。

歳入予算に関するものが2ページから3ページ、歳出予算に関するものが4ページから5ページにかけて記載してございます。また、6ページ、7ページには歳入歳出に関する前年度当初予算との比較をそれぞれ示してございます。平成30年度予算の編成にあたっての参考数値を8ページから10ページに記載してございますが、保険給付費や被保険者数の状況、要介護認定者数、サービス受給者数、居宅施設サービスの状況など、過去の数値を踏まえ、見込み額を算定しております。

11ページには、所得段階別被保険者割合と保険料の所得段階を示してございます。

それでは、歳入の主な内容についてご説明させていただきます。

予算書の8ページをご覧いただきたいと思えます。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

1款介護保険料の2億4,099万4,000円ですが、前年度と比較いたしまして5,427万8,000円の増でございます。65歳以上の方の保険料であり、第7期介護保険事業計画の策定において、サービスの利用頻度や高齢者人口、要介護認定者数の伸び等を勘案し、平成30年度から32年度ま

での3年間のサービス見込み量から保険料を算定し、計上いたしました。

後期高齢者の増加に伴う要介護認定者数の増加による給付費の増加、介護報酬改定による給付費の増加、制度改正による第1号被保険者の負担率の増加や千葉県財政安定化基金への償還などが要因に挙げられます。

2款使用料及び手数料は督促手数料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金の1億7,278万4,000円は、前年度と比較いたしまして288万8,000円の減でございます。保険給付費に対する法定負担分で、保険給付費の減に伴い、国の法定負担分が減となったものです。

2項国庫補助金は、1目の財政調整交付金から4目の介護保険事業補助金までの合計6,872万円を計上し、前年度と比べ815万4,000円の増でございます。このうち財政調整交付金は市町村間の保険料基準額の格差を是正するためのものであり、保険給付費のおおむね5%が交付されるものです。今回、制度改正におきまして、財政調整交付金の交付基準が見直され、特に年齢が高い高齢者の分布をきめ細かくし、交付金を反映させることとなったため、後期高齢者の割合の高い本町では、交付額の増額が見込まれるものです。

地域支援事業交付金ですが、介護予防・日常生活支援総合事業として、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、国の交付金を受けて取り組むものです。このほか包括的支援事業として総合相談支援、権利擁護、家族介護支援のための家族介護用品給付券支給などに対する国の法定分を計上しております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金の2億7,657万2,000円は、前年度と比較し1,535万9,000円の減でございます。第2号被保険者の40歳から64歳までの方の保険料分であり、保険給付費や地域支援事業費に対し、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

5款県支出金、1項県負担金、1億5,204万6,000円は、前年度と比較いたしまして564万2,000円の減でございます。保険給付費に対する法定負担分で、保険給付費の減に伴い、法定負担分が減となったものです。

2項県補助金は、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び2目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）で、613万2,000円を計上しました。前年度と比較いたしまして85万円の増となり、地域支援事業費に対する県の交付金でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費等繰入金から5目その他一般会計繰入金までの1億5,794万円は、前年度と比較いたしまして246万5,000円の減でございます。保険給付費や地域支援事業費に対する町法定負担割合分です。その他一般会計繰入金は介護保険を運

営するための職員人件費や一般事務費でございます。

7款繰越金、1項繰越金は、社会保険庁から確定通知を受ける還付見込み額35万2,000円を計上しました。

11ページに移りまして、8款諸収入、1項雑入の第三者納付金は科目設定でございます。また、介護予防マネジメント費収入として5万1,000円を計上しました。

2項受託事業収入は、認定調査等を受託した場合の事業収入として、前年度と比べ5,000円増の1万7,000円を計上いたしました。

3項延滞金、加算金及び過料は科目設定でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

12ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費の1,466万2,000円は、前年度と比較いたしまして9万9,000円の増でございます。

2項徴収費38万2,000円は、前年度と比べまして9,000円の減でございます。

3項介護認定審査会費、1目認定調査等費及び2目介護認定審査会共同設置負担金で、945万7,000円を計上し、前年度と比較いたしまして30万1,000円の減額でございます。認定調査員において勤務形態の変更があったため、減額となります。

14ページにかけての4項、運営協議会費は5万4,000円を計上し、前年度と比べ1万8,000円の減でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費でございますが、1目の介護サービス等諸費及び2目の介護予防サービス等諸費を合わせまして9億2,875万9,000円を計上し、前年度と比較いたしますと2,633万1,000円の減額でございます。

平成29年度当初予算と比較すると減額となりますが、平成29年度決算見込み額と比べますと745万8,000円の増となります。また、平成30年度からの第7期計画における給付費は第6期計画に比べ約20%の増と見込んでいます。

2項その他諸費の72万2,000円ですが、保険給付の支払事務に係る費用で、支払事務を千葉県国民健康保険団体連合会が担当しております。

15ページに移りまして、3項高額介護サービス等費でございますが、2,541万9,000円を計上し、前年度と比べ144万7,000円の増でございます。介護サービス利用の自己負担額が上限額を超過した分について、後から支給するものです。

4項高額医療合算介護サービス等費の322万6,000円は、前年度と比較いたしまして25万



7,000円の増でございます。医療保険と介護保険の自己負担が上限額を超過した分について、後から支給するものです。

5項特定入所者介護サービス等費の4,135万4,000円は、前年度と比較いたしまして162万2,000円の減でございます。低所得者の施設利用が困難とならないように、食費や居住費を利用者負担段階に応じて負担限度額まで負担してもらい、限度額を超過した分について給付するものです。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、1,800万6,000円を計上しました。介護予防・生活支援サービス事業費として訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント費の各種サービス利用見込みが前年度より多く見込まれることから、818万1,000円増となっております。

16ページに移りまして、2項一般介護予防事業費ですが、680万9,000円を計上しました。介護予防に係る職員人件費のほか、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、とじこもり予防とともに、地域リハビリテーション活動支援事業としての介護予防運動教室を引き続き実施します。また、介護予防サポーターと協力しながら巡回型元気いきいき教室を展開し、高齢者が自立した生活が営めるよう支援を行います。

次に、3項包括的支援事業・任意事業費ですが、17ページまでの内容で1,686万1,000円を計上し、前年度と比較いたしますと59万円の増でございます。地域包括ケアの一環として、生活支援に係る担い手養成の実施、介護予防のための総合支援、権利擁護、家族介護支援のための家族介護用品給付券や家族介護慰労金の支給を行います。

18ページに移りまして、4項その他諸費4万8,000円ですが、支払事務を千葉県国民健康保険団体連合会が担当しており、介護予防訪問介護と介護予防通所介護相当のサービスの利用件数に応じて、手数料を支払うものです。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金ですが、1目の第1号被保険者保険料還付金及び2目第1号被保険者還付加算金で47万8,000円を計上しました。死亡、転出などの保険料の還付金です。

3目償還金ですが、第6期計画期間中において給付費等の不足が見込まれたことから、千葉県財政安定化基金から借り入れを行った総額2,785万2,000円について、第7期計画期間中の3年間で償還する予定としているため、償還金として928万4,000円を計上しました。

5款予備費、1項予備費は前年度同額の10万円といたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

介護保険特別会計であります。歳入8ページ、第1号被保険者保険料ということで、概要書のほうには11ページでありますか、資料9、介護保険料ということで、第6期と第7期が表で示されております。

第5段階、基準額であります。第6期が5万8,000円、第7期が同じく5段階で6万6,000円と、それは新年度の保険料ということだろうというふうに思うわけですが、この改定額、私は過去最高じゃないかという感じもするわけですが、ちなみに1期、実際は2期、3期なんでしょうけれども、基準額、それから改定率がどのようなものだったのかについて、説明を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） それでは、介護保険料第1期から年額の基準額で申し上げます。

第1期、平成12年度から14年度の3年間でございますが、年額2万9,100円でした。第2期は2万8,500円でマイナス50円、マイナス2.1ポイントということになりました。第3期が3万2,400円でした。第2期から325円、13.7ポイントの増でした。第4期が3万9,600円です。前期から見ますと、600円、22.2ポイントの増でございます。第5期が4万8,000円で700円、21.2ポイントの増です。第6期ですが、5万2,800円、前期に比べて400円、10.0ポイントの増でした。第7期は6万6,000円で、前期に比べて1,100円、25.0ポイントの増ということで、過去の中では一番大きい上昇率となっております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

過去最高とありますが、ただいま説明があったかと思いますが、改めて過去最大の保険料額となった要因というのはどのように考えているのか。また、それへの対策と言っては失礼かもわかりませんが、今後に向けての内容について、説明を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 今回、月額といいますと1,100円等となったわけですが、内訳を大まかに申し上げますと、後期高齢者の増加に伴う要介護認定者数の増加による給付費の増加、これと介護報酬改定による給付費の増加、あわせて前期との差でございます。

すが、685円となっております。

そのほか先ほど申し上げました第1号被保険者の負担割合の拡大、22%が23%に1%増えたことによるものが74円、それと県の財政安定化基金借入金の返済分としまして月額211円、大まかに言います、この3つが大きな要因であるということでございます。

○議長（大地達夫君） 埋田課長、大きな声でお願いします。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 計画、条例のときにも申し上げましたが、基準額が月額4,400円から5,500円と25%となるということで、特に年金生活者にとっては高額な負担となることが考えられます。制度については、繰り返しになりますが、今まで以上に丁寧に行っていきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

保険料で保険も審査が必要だというふうに思います。地域包括を含めて、さまざまな対応があらうかと思えますけれども、いわゆるワンストップ、切れ目のない対応を求めたいと思いません。

それで、細かいものは先般2018高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画ということで、今般の定例会に既に議決済みになっておると思いますので、多分これと一体だと思えますので、あえて細かい内容は質疑いたしません、概要の1ページであります。予算編成にあたりという中の最後段、「町としては、高齢者の方々が健康でいきいきと生活し、介護が必要となっても安心して、生活できる環境を構築するとともに、地域包括ケアを実施する「おんじゆく地域包括ケア支援センター」の機能強化を図りつつ、「認知症初期集中チーム」や「地域ケア会議」等の取り組みを通して、医療や介護、社会福祉法人、民間事業所、ボランティア団体、行政等の多職種による関係機関との連携を強化し、地域課題の抽出や個別課題の解決に取り組んで行くことを目標としています」ということで、さまざまな諸団体とともに、この介護事業を進めていくということだろうと思いますが、具体的には一般会計に含められて、どういうふうにされるのか、一言で答弁を求めます。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） こちらに書いてあります地域包括ケアシステムの構築ということでございますが、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービス充実強化というこの4項目が今回の計画において、国から示されました地域包括ケアシステムの深化、深めるという字を書くわけではありますが、として前計画から継続し

て行うこととなっております。

1つ目の在宅医療・介護連携の推進につきましては、夷隅郡内にて、現在2市2町、いすみ健康福祉センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護事業所、介護支援専門員代表において会議を持って、多職種連携研修会、よく介護の予防で顔の見える会と言うんですが、実際に皆さんで小さいグループをつくってワークショップを行ったりして、医療と介護の連携を進めようとしているものなんですが、現在はいすみ市が事務局となっており、4月からは勝浦市が事務局となり、2市2町で進めているところでございます。

次の認知症施策の推進につきましては、認知症総合支援事業として、認知症初期集中支援チームの設置と活動、認知症地域支援推進員の配置による認知症ケアパスの作成と啓発活動、普及啓発講演会の開催、事業所を対象としたケア向上対応策などを行っております。

この認知症初期集中支援チームにつきましては、御宿町の場合はラビドールクリニックの先生が資格を持っておりますので、郡内に先んじて立ち上げをすることができました。また、同じ先生なんですが、年に1回町民を対象とした講演会を実施していただいているところでございます。

次の地域ケア会議につきましては、町内の居宅事業所及び介護支援専門医により、リハビリテーション専門職、こちらは塩田病院の方を呼んでおりますが、の連携において、月1回開催しているところでございます。

それから、最後の生活支援サービスの充実強化、これは生活支援コーディネーターの設置と作業において地域包括支援センターが協議体開催に向けた取り組みを行うということで、2月中旬と3月、これから19、20日ですが、生活支援の担い手養成講座を開催し、支援体制の充実に向けて普及や啓発に努めているところでございます。

また、生活支援コーディネーターと担い手養成講座の参加したメンバーにより、ワークショップを開催したいと思っておりますが、できればこれをCCRCの生活支援に絡めて行いたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

介護が必要となっても安心ということはわかるわけでありますけれども、御宿町として、これまでも医療費とか、介護も比較的県内で言うと低いんですよ、保険料が。それはこの地域が持つ地域力だと思っております。地域力を高めていく。政府の言葉をかりれば、健康寿命を延

ばしていくんだと思うんですね。

そのために、今最後で答弁の中に触れていただきましたけれども、御宿版生涯活躍のまち構想というのがあるじゃないですか。何でその言葉がこれに出てこないんですかね。これはほかの課が担当されているんですか。先般審議があったこの計画にはそういうことが載ってございますよ。これはよその課ですか。

そういうふうに御宿町は地域から元気をつくっていくんだと、赤ちゃんから高齢者まで、みんな元気な町づくりを御宿町は基本的に進めていくということではないんですか。もし介護が必要になったら適切に対応していくということで、それは今非常に丁寧に説明をいただきましたが、そういう地域の皆さん、町、自治体を越えて対応していただくということだろうと思うわけでありませけれども、なぜここに出てこないのかというのが僕は全くわかりません。

御宿町として総合力を高めるということだと思いませんか。それぞれの施策、事業を高めていくということだと思いませんか。そのために国からお金をいただきながらつくっていくというのがいわゆる御宿版CCRCじゃないんですか。なぜ出てこないんですか、ここに。別なんでしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） CCRCにつきましては、今、議員がおっしゃいましたように、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の14ページのその基本方針のところに生涯活躍のまちの推進ということで、一番最初に掲げているところでございます。このCCRCの考え方を介護保険にも適用させようということで、計画には記載させていただきました。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） これは町長がお出しになったものですよ。この間も一般質問でお話ししましたけれども、御宿版CCRCを公約としても掲げられていますよね。

今年の正月の年頭の挨拶にも大きな事業ということで、町長は改めてお話されていますよね。ここはこれでいいんですか。これは町長がお出しになったわけですよ。町長自身がこういう認識だというふうに私は思うんですけれども、それでよろしいんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿版CCRCを皆さんのご協力により、またご指導いただきながら進めていくということでございます。そういう中で、介護保険計画もあり、また国民健康保険のこういったいろいろなこれから実施していく内容もございまして、CCRC事業については、ご承知のように大きな項目として幾つか、5つ、6つの点が挙がっておりますが、そういう中

で、こういう各特別会計の予算についてお願いをしてあるわけですが、実質的にはご指摘のようにしっかりと連携して、情報も共有して、やっていかなくちやいけないと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第26号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

20日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後 4時02分）